

第六十三回国会 文教委員會議録第十四号

昭和四十五年四月十五日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君 理事 久保田円次君
理事 河野 洋平君 理事 櫻内 義雄君
理事 谷川 和穂君 理事 小林 信一君
理事 正木 良明君 理事 小沢 一郎君
理事 高見 三郎君 理事 堀田 政孝君
理事 野中 英二君 理事 森 喜朗君
理事 松永 光君 理事 辻原 弘市君
理事 川村 継義君 理事 新井 彬之君
理事 山中 吾郎君 理事 山原健二郎君
理事 有島 重武君

出席國務大臣

文部大臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第一課長 安井 誠君
文教委員会調査室長 田中 彰君

委員の異動

四月十四日

麻生 良方君

同日

麻生 良方君

同日

永末 英一君

同日

永末 英一君

同日

永末 英一君

同日

永末 英一君

同日

四月十日

山村僻地の医療保健対策として医科大学等新設

に關する請願(熊谷義雄君紹介)(第二九七九号)

同(竹下登君紹介)(第二九八〇号)

同(前田正男君紹介)(第二九八一号)

同(増田甲子七君紹介)(第二九八二号)

同(上村千一郎君紹介)(第三〇七〇号)

同(岡田利春君紹介)(第三〇七一号)

同(亀山孝一君紹介)(第三〇七二号)

同外一件(奥田敬和君紹介)(第三一六四号)

同(飯谷忠男君紹介)(第三一六五号)

同(河本敏夫君紹介)(第三一六六号)

同(松浦周太郎君紹介)(第三一六七号)

僻地の医療対策として医学専門学校設置に關する請願(前田正男君紹介)(第三一六八号)

同(山崎健二郎君紹介)(第三一六八号)

同(山村)僻地の医療保健対策として医科大学等新設に關する請願(福田一君紹介)(第三二二六号)

同(上村千一郎君紹介)(第三二二九号)

同(八木徹雄君紹介)(第三二九四号)

同(青太郎君紹介)(第三三三一号)

同(田澤吉郎君紹介)(第三三三二号)

同(大村義治君紹介)(第三三三九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三三三九二号)

女子教育職員の子見休職制度法制化に關する請願(稻葉修君紹介)(第三三三三三号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

日本私學振興財団法案(内閣提出第五九号)

日本私學振興財団法案を議題とし、審査を進めます。

○八木委員長 これより會議を開きます。

日本私學振興財団法案を議題とし、審査を進めます。

新井彬之君

質疑の通告がありますので、これを許します。

新井彬之君

○新井委員 今回提出されました日本私學振興財団法案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

現在までに各委員の方からいろいろ質問も出ておるわけですが、この私學振興財団を設立するにあたりまして、今後の日本の教育行政、その全般的な中でどういう役割りになってくるのか、そういうようなことが解明されていかないと、健全なる運営と今後の教育行政の健全な発展というものが期せられないか、私はこのように思ふわけであり、教育の重要性というものは、社会に貢献している度合い、こういうものが非常にいろいろな角度から論じられておるわけであり、社会に還元をされて、教育のよきあし、その教育の充実、高度化というものが、また社会の発展に非常に寄与をしている、これもいふまでもない事実であると思ふのでありますけれども、その貢献している度合い、そういうことについて、文部大臣はどのような理解をされているか、まず初めに伺ひたいと思ひます。

○坂田國務大臣 教育が社会、経済、文化、あらゆる面におきまして非常な影響を及ぼすということ、これはまぎれもないことでございまして、従来はとくは、然とて、そういうことがいわれておったわけですが、最近におきまして、経済成長を一つ取り上げても、その根底には教育の普及というものが非常に大きい意味を持つということもいわれておりますし、また一面においては、その社会を形成していく人間というものが、精神の面におきましてもバランスのとれた、個人としても非常にりっぱな人であり、そしてそれが社会の形成者としての意味を持ち、その

個人の人格完成を目ざすということ、それが同時にまた社会の形成者としてその社会を進展させ、あるいはその民族を進展させるというより基本的な考え方があると思ふのであります。最近におきましては、教育競争の時代であるといわれおるわけですが、そういう意味から教育の持つ意義というものは、非常に大きいといふふうに思ひます。日本が百年間非常な発展を遂げてまいりまして、特にアジアの中におきましては、近代社会をつくり得たのも、明治以後におきまして、国民のすべてに対して教育を施すといひ、そういう基礎があったからだと、私も思ひますし、また世界の人々もそれを認めておるところではないかといふふうに思ふわけですが、日本が、日本の教育の発展というものを考えてみますと、国立、私立というものがともどもその役割りを分担しながら、また両方が相互的な刺激をしながら発展してまいったのではないかと、ふりにも思ひますし、またこれからは、やはり大学について申し上げますと、国立大学、公立大学あるいは私立大学というものがそれぞれ個性のある、特徴のある大学を進展させつつ日本の社会に寄与していくことが考えられなければならぬと思ひます。ところが、国立、公立につきましては、かなり国あるいは県の公費を用いておるものが多く支出をされて、そして充実したところの教育、研究というものができておったわけですが、私立大学におきましては、自分たちだけの資金や、あるいは寄付金や、あるいは授業料、納付金等だけではとうていいきなりいふようになつてきた。で、私立大学の学生の教育、研究というものを充実をし、それを質的向上をはかるならば、どうしても公の国のお金を導入しなければならぬということにもならないという事

態までできたのではないかと、今度の私学に對しまして人件費を含む經常費支出を決心をいたしましたわけでございます。これはあくまでも、今日百六十万といわれます学生総数の中におきましてその三分の二を占めております私立大学に對ししても、教育、研究の質の向上ということをはかりますと同時に、私立大学の経営にも奇手をするというたてまえでこの日本私学振興財団というものを設立することにいたしましたわけでございます。

○新井委員 いま、る説明をお聞きしたわけでございますけれども、教育が現在まで社会に貢献してきたということは、これはもう先ほど申しましたようにいかなぬ事実でありまして、それには多額な教育投資というものがあつております。そして教育の充実がそのまゝ社会の繁栄というものの、また国家の繁栄というものの一面から見れば正比例をしてゐるのではないかと、こういう議論があるわけでありまして、教育投資といふのは、どのくらいしたからいいとかというのではなくて、これは切りがない、教育投資に過ぎないことがばかれないということがよくいわれておるようでありまして、そういう意味において、これは防衛庁あたりが、防衛費の問題において、世界各国において国民総生産、GNPの大体何%ぐらい持つてゐることが妥当である、こういうようなことをよく議論をしておるようでありまして、教育の行政において、やはり私学振興財団に対する一つの援助にいたしまして、最終的には二分の一ということを目指が立つておるようでありまして、その程度でござるか。現在の大学の修学率というのが二〇%にあつても非常にいろいろな問題を呈しておるわけでありまして、それが近い将来また三〇%になるんじゃないかと当然予想されてゐる、そういうようなことにかんがみまして、この国民総生産の中からどの程度の教育費というものを投資していかねばいけないのか、そうしてみんなに自由な研究と教育をさせなければいけないのか、そういう基本的な問題について文部大臣がお考えになつてゐるかどうか、お考えになつていらつしやるなら、その点について伺ひをいたしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 これから先、教育費に對します財政措置といふものは、相当多額になることは御指摘のとおりでございます。極端なもの言ひ方をすれば、教育の投資の上昇といふものと国民総生産の上昇といふものとがパラレルにいくんだ、そういう考えから、教育競争といふことも言われてきた。また、そのことが同時に、先ほど申しましたような人材の確保にもつながつていくし、またよりよい個人の人格完成であるいは文化の豊かな形成といふものにもつながつていくといふことでございまして、思ひ切つた投資といふものがなされねばならないということが、当然要請されると思ひわけでございます。

最近のデータを調べてみますと、日本におきましては、国民総生産に占める公教育費の比率、これは全部含めてでございますけれども、昭和三十八年が四・一%、三十九年が四・一%、四十年が四・二%といふことでございまして、四十年を境といたしまして四十二年が四・一%、それから四十二年が四・一%、四十三年、四十四年がまだ出ておりません。しかし、おそらく私は少しづつは下がつてくるんじゃないかと思ひわけでございます。四十年までの十年間を考えると、かなり日本は高い水準にあつたと思ひわけでございますが、四十年以降多少この点が下がりつつある。ここでやはり思ひ切つてこれをふやしていくという努力がなされなければならぬといふふうに思ひわけでございます。

試みに、ほかの国を考へてみますと、アメリカにおきましては、昭和三十八年が四・五%、三十九年が四・六%、四十年が四・九%、四十一年が四・八%といふふうになつております。イギリスが四・七%、これは昭和三十八年でございまして、それが四十年で五・〇%、フランスが、昭和

三十八年が三・二%でございましたけれども、四十一年が三・五%。西ドイツが、昭和三十八年に三・一%でございましたが、四十一年に三・六%。ヨーロッパ諸国におきましてはかなりおくれつておつたと思ひわけでございますが、やはり教育費の総生産に占める比率といふものが社会の発展に非常に寄与するといふことが新たに認識をされまして、最近ではイギリス、フランス、ドイツは非常に意欲を持ちまして、また計画的にこれを進めておるというところでございまして。特にフランスなんかは、いま四十一年までのデータを申し上げましたけれども、その後の傾向から申しますと、かなりのスピードアップをしておるように思ひわけでございます。

そういうようなことを考えますと、やはり日本におきまして、今後長期教育計画といふものを立てまして、それに財政支出の裏づけをしていくという試みがなされなければならぬといふふうに思ひます。ところが、残念ながらまだ詳しい、こまかいデータといふものをわれわれは持ち合せておらないわけでございます。中教審が五月の末に中間報告をいたしますけれども、さらに一年かかまして、来年の五月ごろまでに長期教育計画、そして御指摘のようなGNPに對しまして何%ぐらいは今後考へていかなければならないのかといふことを、財政の裏づけ等をもあわせて、数量的な計算をいたしたいといふふうに思ひつておる次第でございます。

○新井委員 今回のこの私学振興財団を設立するにあたりまして、文部大臣は、これは私学に對しては私学救済であるか、もしくは私学振興であるか、こういうことがよく論じられておるわけでありまして、たぶん私学振興である、このようにおつしやると思ひますけれども、この金額によれば、救済でしかあり得なかつた、要するに、自分の意思としては振興のつもりであつたけれども、その金額の高によつて、実際には救済でしかあり得なかつた、このようになるのではないかと、思ひますけれども、そういうことについて

てお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂田国務大臣 今日まで、私学に對しまして人件費を含む助成といふものが、全然なされておらないわけでございます。したがひまして、もの考へ方として、やはり私学に對しても助成をしなければ、結局学生たちの授業料や納付金があまりに高くなつて、大学教育を受けようと思つてもとうてい受けられないといふような状況に迫り込まれてしまつておるわけでございます。明治以来の、私学は私学、そして私学の独立採算と申しますか、そういう形でやつていけばいいのだといふようなもの考へ方が、そうではなくて、やはり私学の果たしております社会的な貢献ということを考えれば、もう国立も私立も変わらないのだといふような考へ方に変わつておるわけでございます。まして、どうしても私学に学ぼうとしております学生の教育と研究といふものを向上させるということ考へます以上は、この際思ひ切つて明治以来のものの考へ方といふものを改めて、そして私学に對しても相当思ひ切つた助成をしなければならぬといふことで、本年度予算からこれを實行しようといふことで踏み切つたわけでございます。したがひまして、それはまさにまだ百三十二億数千万円でございまして、医学、歯学につきましては本務職員の三分の一、あるいは理工系につきましては五分の一、そしてその他の文科、人文社会につきましては十分の一といふことでございまして、しかし、これは一つの私学振興の芽でございます。これから一応のめどとしましては、本務教員の半分くらいまではどうしても国費をつぎ込まなければならぬ、あるいはさらに研究施設や設備等につぎましても考へていかなければならぬといふことが要請されてくる。これでもつてすべてであるといふふうに申すならば、まさに救済的なことばに當てはまると思ひますけれども、これは私学振興の一つの芽である、こうお考えいだいて、ひとつ御了承賜わりたい。これをともどもにわれわれが努力することによつて、充実した経営がやれるように、また同時に私

う推計が、三十八年が六〇％、四十四年が七〇％
といったことで、ずっと推計を文部省でされたよ
うでありますけれども、現実には六六・八％、こ
れが三十八年です。そこで六・八％まず初年度か

ら違ひが出てゐる。四十四年度に至つては、この七年間の推測でありますけれども、七九・四％、九・四％の違ひが出てゐるわけです。したがひまして、先ほど文部大臣から、今後五カ年計画をもつてがっちりした試案が出てくるのだというようなお話があつたわけでありますけれども、よほどこれは文部大臣としても腹をくくつて、私学に對して、全面的に私学振興のために助成を惜しまない、こういうような抜本的な考え方になつたないと、これはまた中途はんばになつてしまふのではないか、このように感ずるわけであります。基本的に文部大臣は、この大学教育というものが大體国家で行なうべきものか、それとも私学で行なうべきものか。まあこれはいろいろとり方がありますので、国家で行なうといっても、全部を国立大学並みにしてやるのかということから、要するに金は出すけれども口は出さないということで、財政的には国家が援助をしてあげて、授業料の格差であるとかまた教員のアンバランスであるとか、そういうようなものを補つていく、こういうことがあると思うのですけれども、そういうことについて、どのようにお考えになつていらつしやいますか。

○坂田国務大臣　一國の教育制度というものは、その國の歴史あるいは沿革、伝統というものによつてきまるものだと思ふのでございます。たとえば大学について申し上げますと、イギリスは、ほ

とんど国立はございません。私立大学だけでございます。したがって、UGCを通じて入〇％に及ぶ国のお金注ぎ込まれておる。またドイツとかあるいはフランスとかいうところは、これも沿革的に申しまして、国立でございます。それからアメリカは、日本でいう国立ではございませんけれども、それにかわるべきものとして州立大学というものが最近非常に大きい比率を占めておる

し、それから私立大学というものが大きい比率を占めておることかと思つたわけでございませう。日本は、先ほど申しますように、明治以来、国立大学と私立大学と両方相まって社会に貢献をしてきたことかと思つたのでございませうが、これから先どうするかということについて、私はやはりこの日本の沿革というものは尊重するべきことである、やはり国立は国立としての、あるいは公立は公立としての役割を持ち、また私立は私立としての役割を持つ、こういうふうに考えるわけでございませう。しかし、教育条件におきましては、いま御指摘になりましたとおり、国立におきましては大体一教官当たり学生数が八十人、しかし、私立大学においては、教官当たり三十人、こういうような状況。あるいはまた施設設備等におきまして、国立、公立のほうがはるかに高い。しかし、実際国立及び私立の社会に対する貢献度というものを考えた場合、ことにその量的な面におきましては、片方は国立は三十万、私立は百万ということを考えた場合には、どうしてもやはり教育条件の向上といひますか、整備といひますか、そういうことが考えられなければならない。しかし、今日の段階では、もはや授業料あるいは納付金の限界点に達しておるわけでございまして、これはどうしても国として相当な費用を思い切つてこれに注ぎ込まなければ、この百万の私立大学の学生たちの教育、研究というものを充実する、つまり質的向上をはかることはできない、このことは考慮するわけであります。アメリカのような富める国におきましても、今日では、もはや一財閥、カーネギーとかロックフェラーとかあるいはフォードとかいうような基金だけでは、もうとてもそのお金をまかなうことはできないといふことでございまして、連邦政府それ自身が四十数%もお金を注ぎ込んでおる。こういう実態を考慮しましたときに、先ほど先生がおっしゃいますように、現在、三十万の国立大学の学生一人当たりに対しては、八十万も使つておる。ところが、百万の私立大学の学生一人には、一万円以下であ

る、財政投融資を含めましても二万七、八千円であるといふことは、いかにもこれはおかしいといふことでございまして、どうしてもこれは思い切つた私学援助の道を開かなければならないといふのが、私の考えでございませう。いま、その意味合いにおきまして、昭和四十五年度から私学助成の道を開いたわけでございませう。

○新井委員 たいだいまお話がありましたけれども、国が教育をするのか、それとも国家が責任を持つのか、それとも私学にまかせるのか、こういう問題についていろいろの考えがあるといふことは先ほど申したとおりでありますけれども、今後の教育といふものは、先ほど申しましたように、二〇%から三〇%になつてくる。それに対して、私学のほうがまたいろいろ少なからず苦勞されて、それを受け入れていかなければならない。もちろん国立のほうとしてもいろいろの努力はされると思ひますけれども、やはりそのときに、先ほどもお話がありましたように、教員の数であるとか、授業料の差であるとか、そういう格差があるにあり過ぎるというところは、今後はあつてはならないのじゃないか。したがつて、この私学振興財団をつくるにあつて、そういうものは基本的になくしていくんだ、現在のところ二分の一といふことがどこら辺を意味するのか、私もちよつとわからぬのですけれども、まずそういうものをなくすという基本方針、それがあつて初めて具体的ないろいろの内容の検討というものが行なわれるのではないか、このように思つたわけであります。そういうわけでいいます、さつき基本的にお聞きしたのですけれども、私学振興と救済かといふことです、どうも話のニュアンスとして、救済的な、ここで補わなければこれ以上はどうしようもないのだというやうな一つのとり方が、どうして私にあるわけでありますけれども、その点についてもう一度、簡単にけつこうですか、明快な回答をひとつお願いしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 出発点といたしましては、もうどうにもならないやうな状況に迫り込まれてきたといふことは言えると思つたのでございませうけれども、私たちが目ざしますことは、やはり一学生当たりの費用のうちで、半分は国が見ていく、半分はその私立大学が持つ、私立大学の基金や、寄付金や、あるいは授業料や、あるいはまた納付金によつてまかなつていくといふことが、一応のめどだといふふうに考えておるわけであります。それで、国立大学の役割りといふものと私立大学の役割りといふものとあるわけでございまして、やはり国立大学にはないやうな個性ある大学をひとつつぎつとつていただきたい。また、そのことに私立大学の意味があるのではなからうか、まあかように考える次第であります。

○新井委員 今回のこの財団の設立にあたりまして、人件費補助といふことが非常に問題になつておりますが、放漫経営といひますか、私立大学といふものがあまりにも規模が大きくなり過ぎたために、やはりその経営手腕によつていい先生も集まるし、なかなかみづい経営をやつてゐる、その経営の結果がまたりつばな教育を生むといふやうなことも、比較的重要な部門としてあるようでありませうけれども、こういう事務職員に対する補助、これは直接には教育には関係ないやうでありますけれども、やはり私学の場合には、経営といふことから考えまして、その経営がまた大きく教育の成果といふものをあらわしてまいるわけでありませうけれども、今後こういう職員に対しては人件費の助成をするといふやうなことをお考えになつていらつしやいますでせうか。

○岩間政府委員 先生の御指摘になりますように、確かに私学の事務職員の陣容といふものは、非常に貧弱でございませう。それがひいては経営に影響があるといふ点も、御指摘のとおりだと思ひます。しかし、先ほど来大臣が申し上げておられますように、このたびの助成は、私学の教育、研究の内容の充実といふことをまず主眼に置きまして考えたものでございませうから、人件費のつかかりとしては、やはり教員、特に本務教員の充実といふものを第一に考えましてこれに着手したわけ

でございませう。御指摘のとおり、私学の側から、そういうものについての補助といふものも非常に強い期待がございませうので、今後十分に検討してまいりたいといふふうに考えております。

○新井委員 このたびの私学財団法を適用するにあたりまして、私学側に求める条件の中に、紛争の除外であるとか、そういうやうないろいろな除外をするべきことがいわれておるわけでありますけれども、この紛争の除外といふことは私たちがよくわかるわけでありますけれども、紛争の起つておる原因が、基本的には、非常に経営が苦しいために授業料の値上げをする、したがつて、その値上げ反対のために紛争を起してゐるとか、それからもう一つは、ごく一部の者たちでもつてその紛争が行なわれていて、それには左右されておつても、ほとんど教員並びに学生はがっちり勉強してゐるやうな場合に非常に出でくると思ふのですけれども、そういうやうなこともかまひ一つの問題ですね、そういうことに對してもやはり考慮をされていくのかどうか。そういう点をちよつとお答えていただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 紛争学校の定義でございませうけれども、これは先般の大学立法等においても明らかになつておりますように、実質的に教育とか研究が阻害されてゐる、そういう状態を私ども一応考へておるわけでございませう。今度の補助金につきましても、やはり教育、研究の内容の充実といふ点が主眼でございませうので、実際に紛争によつて教育が行なわれておらない、あるいは研究が阻害されておる、あるいは紛争によつてせつかく補助金の対象となつた器物が破壊されるおそれがあるといふやうな場合に、国費を投じて援助をするといふことは、まあ事実問題としてこれはいかがかといふことが主体でございまして、紛争をやつてゐるからけしからぬので、それに対する報復措置として補助金をやらないといふやうなことではございませう。

○新井委員 私学法改正をこの附則の中でうたつておるわけでありまされども、この財団法案の附則で私学法改正をうたつたという理由は、どういふことなんでしょう。

○岩間政府委員 このたび財団法の提出をいたしました理由といたしましては、今度新しく人件費を含めず経常費の大幅な助成を行なうということとございまして、その実際の交付をこれは財団におまかせするということとございまして、またそのほか、寄付金を集めまして、あるいは管理し、これを交付するといふふうな、非常に質的に新しい業務が加わったわけでございます。そこで、従来の振興会法を改めまして、新しく法律を提出したわけでございますけれども、そういうふうな新しい非常に画期的な経常費の補助を行なうというのにあたりまして、それに伴って必要最小限の私学法の改正をするということで、従来からも法律を制定いたしました場合には、その法律の内容に應じて、必要限度においてほかの法律を改正するということとあり得るわけでございます。

○新井委員 これは私がしろうと考えかも知れませんが、少くとも私学法改正という問題は、これは大きな問題である、このように思うわけですが、附則の定義というところが問題になるわけでありまされども、確かに法律の改正をうたつていいことになっておりまされども、その場合に、私学法の一部を改正する、こういうぐあいに附則にうたつて、やはり私学法の改正そのものについては、これは大きな影響を及ぼすわけでありまされども、別の法案として討議されるべきではないのか。確かにこの私学振興財団法による私学における利益と申しますか、恩恵と申しますか、そういうものは非常なものであると思うわけでありまされども、それに伴つての私学法の改正というものは、その陰に隠れてしまふのじゃないか。したがって、金は出すけれども口は出さない、こう言いながら、そういうところはやはり明らかにしていったほうが、よりはっきりしていくのじゃないか、そういう問題が、このように考えるわけでありまされども、そういう点についてはいかがでしょう。

○岩間政府委員 仰せのようなお気持ちには、私もつとめだと思つてございまして。私学法の改正は、非常に重要な問題でございますから、これは特別に扱うべきだといふふうなことは、気持ちにわかるわけでございますけれども、このたびの改正は、私学法の考え方を根本的に改正しようといふことではございません。私学法のたてまえは、あくまでもノーコントロールといふこととございまして、そのたてまえをくずさない範囲でこのたびの人員費を含む経常費の補助、それに関連して私学法の必要な部分を最小限度改正したといふふうなつもりでございます。私学法の改正につきましては、いろいろ御意見のあるところとございまして、その点につきましては、この法案の関連におきまして、いろいろ御意見を賜つておるところとございまして、私どもも、運用につきましては格別留意をしたいといふことを申し上げておるわけでございます。

○新井委員 そうしますと、これは確認のためにもう一度お伺いしておきますけれども、この私学法の一部改正は、あくまでも財団からいろいろ補助を受けたとか、援助をされたとか、そういうような関係したところだけに適用されるということとは、絶対間違いないわけでございますか。

○岩間政府委員 仰せのとおりでございます。

○新井委員 私学法五十九条には、現在助成がでるという非常に消極的な条文がうたつてあるわけでありまされども、これを今後国が積極的に

助成をすべきである、こういうふうな時期に入つたと思つてあります。したがって、この私学法五十九条の助成できるというのを、国が助成をせねばならぬ、こういうふうに変えていければいいかと思つて、そういうわけでありまされども、そういう点でのお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 このたびの私学法の改正は、これは先ほど申し上げましたように、まあ経常費の補助に関連した部分に限られておるわけでございます。私学に對する助成をどういふふうに行なつていかなければいかぬかという問題につきましては、これは私学が他の学校との関連においてどういふふうな地位を占めるかといふような基本的な問題と関連するわけでございます。そういうふうな点につきましては、ただいま中央教育審議会におきましていろいろ御検討をいたしておるところでございます。私ども、そういうふうな私学の立場といふものが明らかにになりました場合には、できまして私学法の全面的な検討といふふうなものも行なわれてしかるべきじゃないかといふふうに考えておるわけでございます。

○新井委員 私は、なぜそのようことを申しまうかといふと、金は出すけれども口も出すといふような必要があるといふふうなこともありますが、また当然今後強力なる助成といふものをし、また当然今後強力なる助成といふものをし、いかなければならぬ、こういうことであるわけでありまされども、こういう私学助成といふことをそこに義務づけるということによつて、かつて私学の自主性であるとかまたは独自性を侵すといふ心配がなくなつてくるのではないかと。すなわちノーコントロールで、そして自由に私学のいいところを取り上げて、どんどんその教育の振興をはかつていたける、こういうことになるのではないかと。私学に金を出すといふのは、現在においては当然である、私はこういうふうな考えの上に立つての話でありまされども、そういうことが必要でないか、こういうことをお伺ひしたわけでありまされども、

もう一つ、さっきのお話に戻るかも知れませんが、国が私学に補助をする、その境界といふものがどこまでを境界とするのか、これも少し論議がされておつたようでありまされども、もう一度この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩間政府委員 その問題につきましても、やはりこれは中央教育審議会が基本的には御検討願ひなければならぬこととございまして、私どもが当面今度の助成を始めるにあたりまして考えました点は、いまのところ、大学に学ぶ者と申しますのは全国民の二割でございます。これは多いとも言えますし、また国民の中ではわずかな人数とも言えます。そういう人たちが大学に参ります場合に、これは父兄から考えますと、一つには子弟を大学にやりたいといふふうな個人的な理由がやはり半分ぐらいあるのじゃないか。それからもう一つは、そういう子弟を大学に學ばせるに際しましては、これは社会のためになつてほしいという願望が半分あるのじゃないか。事実大学を卒業しました者は、社会に對しまして非常に貢献をしておるといふ点は認めてよろしいのじゃないかと考えておるわけでございます。そういうふうなことを前提に置きますと、私学に行きます場合には、半分は、個人のためといふふうな考えを以て父兄がその経費を負担していただくのが一つの考えじゃないか。しかし、少なくとも残りの半分につきましては、これは社会に還元されるものだといふふうな考え方をしておるのじゃないかといふふうなことで、教育費につきましては二分の一、それから研究費につきましては、これは大部分が社会に還元されているといふ意味から申しまして、教育にはね返る分を考えまのじやないか、つまり国民の税金を使つても、やはり社会に還元するといふ意味で御納得いただけるのじゃないかといふことを一応前提に置いてあるわけでございます。そういう意味から申しまして、一応の目標を二分の一あるいは三分の二に置いたといふこととございまして、この点につき

ましては、私どもの一応の考え方でございます。いろいろと御批判をいただき、それにつきまして今後考へ方をまとめていきたいというふうに考へておるわけでございます。

○新井委員 補助をどこまでするか、二分の一また三分の二というお話もありましたけれども、それについては議論はあとにしたいけれども、国が私学に補助をする限界というものが、どういう立場で聞いているかと申しますと、たとえて申しますと、国の費用で一〇〇％私学を補った場合に、これは私学の独自性がなくなってくるのか。要するに、私学への介入という問題ですね、金は出すけれども口は出さないというところが守られていく、こういうことが、私学に対する補助率と私学への介入という相関関係というものが、何かあるのじゃないかと思われるわけですが、極端に言えば、今後私学に対する助成が一〇〇％もなされるようになった場合においても、私学の独立性、それこそ自由にいままでどおりやっていけるのだ、こういうような考へ方でもよろしいでしょうか。

○坂田国務大臣 先ほど私からお答えを申し上げましたように、たとえばイギリスのごときは、大学はほとんど私立大学でございますけれども、これがユニバーシティ・グラント・コミッティの権威ある配分と申しますか、そういう形で、私学の自主性はそこなわないでちゃんとやっておるといふ例も実はあるわけでありまして、したがって、これはやはりよいようにしてはできることだといふふうに思ひます。しかし、私といたしましては、日本ではやはり国立は国立の意義を持つてきたし、また私立は私立の意義を持つておるから、やはり両建てでいったほうがいいのじゃないかといふふうに考へるわけでございます。したがって、私立大学に對してどの程度援助していくのかがいいかということは、今後の重要な課題であるし、これは中教審も検討します、私たちもこれに對して十分いろいろな面から検討してまいりたい、かように考へておる次第であります。

○新井委員 その点はよく検討していただくことにいたしました。改正案の中でその変更、中止を勧告できるという条文がございまして、現在定員の二倍ないし三倍、何か特別なところでそういうような例もあったようでありまして、また入学時の点数によつて寄付金もふえる、それからまた脱税がある、そういう私大のいろいろな問題があるわけでありまして、そういうところに補助することは不合理である、こういうことで、これはもう納税者の、素朴な国民の声であると思ひますけれども、一面文部省はある程度の水増しといふものを現在においては認めてきた、黙殺をしてきたといふぐあいに私は思ふのであります。その場合にこの変更、中止も勧告できる、それだけの補助をあげるから水増しがあつてはいけな、そういうことになると思ふのですけれども、そのために授業料もいままでよりは非常に高くなつてくる、それからまた寄付金等も上がつてくる、こういうことで逆に苦しくなつてくるような場合もあると思ふわけです。そういう矛盾といひますか、そういうものについて、どのように考へ、対処されていくのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○坂田国務大臣 一面におきまして、私学助成といふものがやられる場合は、あくまでも血税でございますから、この経理につきましてこれを国民の前に明らかにするといふことは、当然だと私は思ふわけでございまして、イギリスのUGCの場合におきましても、最近、これは一九六八年でございますけれども、会計検査院が検査するといふことに改正されたのでございまして、いま御指摘の点につきましましては、いままでの日本における私学の事情から考へまして、非常に厳格に解釈すれば、いろいろこれは問題があらうかと思ひます。しかし、経過的な意味合いにおきまして、十分柔軟な対処のしかたをしていかなければいかぬのじゃないか。しかしながら、常識を逸するようない、だれが見てもそれはむちゃくちゃだと言われるようなことに對して何らの規制の措置がないということ

は、これまた私立大学としての社会的責任を果たすことにもなりませんし、監督庁としての文部大臣といたしまして、国民に對して責任を負つておる者としてはよろしくないのではなからうかといふことでございまして、この条項があるわけでございますが、しばらくの間は、やはりこの点につきましては実情に即した運用をはかつてまいらなければならぬといふふうに考へるわけでございします。また、こういうような助成の道を開いたからといって、直ちに教育の内容とか、あるいは大学の自主性をおかすような、人事権にまで一々われわれがくちばしを入れるといふようなことは、慎まなければならぬことだといふふうに考へるわけでございまして、むしろ私学自身がほんとうに建学の精神にのつた特徴ある大学、国立大学に見られないような創意くふうをこらした大学としてよみがえるといふことを、私は期待をいたしておる次第でございます。

○新井委員 その点も実行するにあたりましてはよく検討いただきたいと思ふのでありますけれども、決してそういうことにおいてマイナス面がふえてくるようであつてはならない、このように思ふわけでありまして。

先ほどからいろいろお伺いしてまいつたのですけれども、救済が振興かという考へ方について、振興である。振興せねばならぬといふことを判断されたのは、やはり国立に對しまして私学のそれだけのおくれがあるし、現状では今後やういふような格差もある。こういうことであつたと思ふわけですね。そこで、今後私立と国立公立のレベルを上昇させる、そういう格差をなくす、それどころか、私立においては特にいいところを生かして、ますます教育の振興をはかつていただく、こういうことにはいままでお答えいただいたと思ふわけでありまして、国立公立の格差を是正する、そしてまた、すべての高等教育を充実、強化、振興するといふことについて、ただ単に人件費を半額まで補助をしたということだけでは解消できない

問題が多々あると思ふのですけれども、そういう具体案といひますか、全体的にそういう一つの目標に向かつてこういう具体的な方策をしていくのだといふようなことについて、何かございましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂田国務大臣 詳しいことは管理局長からお答え申し上げたいと思ひますけれども、今度の人件費、経費助成の中におきまして、やはり学生の経費と申しますか、教育を受けるための費用、あるいはまた教官が研究するところの費用といふものをも考へておるわけでございまして、ちょうど国立大学で申しますと、教官研究費あるいは学生経費といふものにももちろん助成をする。それから、さらに理科設備、研究設備等に對しまして、やはり充実をしていかなければならぬ。また、それに対して助成していかなければならぬといふふうに考へておりました。ただいまのところは、従前のそのような項目に對しまして八割増であるとか、あるいは一〇割増であるとかいふような形で機械的に増額をして私学の援助をしてまいつたわけではございまして、これから先はもう少しやはり計画的に、また私学側の要請にこたへるような形において、そういう面について充実していかなければならぬといふふうに考へます。あるいはまた、育英資金等につきましても、これは国立公立を問わず、一定の基準によつてこれがなされておるわけでございまして、したがって、実際の結果といたしましては、国立が非常に多うございまして、私立大学のほうは百万の学生、国立は三千万の学生でございまして、国立に對する育英会の資金と、それから私立に對する育英会の資金のパーセンテージから申しますと、はるかに国立のほうが多いわけでございしますから、こういうような面も今後考へていかなければならぬ点ではないか。あるいはまた、同時に貸し付け金制度と申しますか、相当な中流以上の家庭におきまして、もし私立大学に学生を出しておる家庭といふものは、かなり負担が重いわけでございまして、そういう意味から申します

○坂田国務大臣 この点につきましては、今度の大学改革の試案の中におきましても、特殊法人という考え方が出てまいっておるわけでございませう。国立大学、あるいは私立大学、あるいは公立大学とあるけれども、その設置自体というものはこのままでいいかという議論があります。しかしながら、この試案にあらわれておりますものは、国立大学はすべて特殊法人にならなければならぬといふような考え方はなくて、国立大学のうちでそういうような考え方をとるといふことも、一つの考え方ではないのか。国立大学として残るところについては、大学のことは大学だけにまかせろといふような考え方はなくて、第三者機関者といふようなものを設けることによって納税者で

す。それで、従来から寄付金につきましてはいろいろな措置がされてきたわけでございますけれども、ともかくあまり集まりがよろしくないというふうなことでございまして、昭和四十二年度の決算を見ましても、全体としまして大学では百六十四億というふうな金額でございしますが、これは全体の七・四％くらいに当たつておると思います。しかし、従来から私学の経営につきましては、学生の納付金と、それから寄付金と、それから国からの補助金、三つの内容で経営の内容を構成していただつたというふうな意見もございします。それからいままでも過去を見ましても、寄付金の集め方がどうもあまり力が入らなかつたというふうな面もございします。そういう点を考えまして、今

○岩間政府委員 昭和四十五年度の税制改正にあたりまして、私どもはまず、個人の学校法人に対する特定寄付金につきましては、控除の限度を、いま一五％が頭打ちになっていきますけれども、それを三〇％に引き上げていただきます。それから足切りと申しますけれども、下のほうの限度が現在三％あるいは十万円ということになっておりますけれども、これを一％あるいは五万円に引き下げていただきます。それから法人税につきましては、私学振興財団に対してなされております寄付金につきましては、指定の要件を緩和していただく

ますが、これは法人の規模あるいは所得の規模等に応じまして、一定の限度までは損金扱いがされているわけでございます。これが一般の寄付金と申しているものでございます。

それから法人の第二のカテゴリーが、先ほどもちよつとお話がございました国または地方公共団体に対する指定寄付金であります。これも国または地方公共団体のたとえば国立学校等に寄付されるものも、これは制限なしに損金算入が認められているわけでございます。

それから三番目が、いわゆる指定寄付金と称されているものでありまして、教育または科学の振興、あるいは文化の向上、社会福祉への貢献、また公益の増進に寄与するための支出で、緊急を

要するものに充てられることが確実であるようなもの、これにつきましては、大蔵大臣が個別に指定をいたしまして、損金経理を認めるという形にいたしております。

第四番目が、俗に私ども試験研究法人と申しておりますけれども、学校法人あるいは試験、研究を行なうことを主たる目的とする法人につきましては、第一番目に申し上げました一般の寄付金のワクの範囲内、ワクの範囲と同じ別ワクになるわけでございますが、一般の寄付金に對しまして損金が認められておりますワクの別ワク相当額までは損金経理を認めるというのが、法人に對しますところの寄付金の取り扱いでございます。具体的な数字は、先ほど文部省のほうから、四十二年全部で百六十四億というお話があったようでございますが、これはおそらく国立学校も含めてだろうと思ひます。

いま申し上げました四つのカテゴリーにつきまして法人の寄付金の状況を申し上げてみますと、まず寄付金の損金算入が認められる限度、つまり第一のカテゴリーの一般の寄付金の限度でございますが、四十三年で、法人全体を通じて七百二十三億のワクがあるわけでありまして、これに對しまして寄付金をされた法人で損金が認められておりますのが二百億でございます。実は法人のほうは決してワクが足りないという議論ではないというのが第一の問題であります。

第二番目の、国または公共団体に対する寄付金でありますけれども、これが四十三年で、法人で百二十一億の寄付をしておられます。これは学校法人も含めておりますし、その他のものも含んでおるわけでございます。この百二十一億というのは、国、地方公共団体に対する寄付金といまの指定寄付金と合わせまして、合計が百二十一億でございます。内訳につきましては後ほど申し上げます。

第三番目の試験研究法人の寄付金、この中には学校法人に対する寄付金、これは経常費でもよろしいという寄付金になっておるわけでございます。

けれども、ワクが先ほど申し上げました七百二十三億あるわけでございますけれども、現実に寄付をされておられますのは三十七億でございます。七百二十三億に對して三十七億の寄付が行なわれていゝというふうな状況でございます。その中で、先生問題に對してあります第三の指定寄付金でございますが、四十三年度あるいは四十四年度は多少指定寄付金の御要請がありましたものも少なくはなっておりますが、私どもが指定いたしました金額が少のうございまして、四十二年の数字を申し上げますと、指定をいたしました指定寄付金の合計額が百三十七億でございます。百三十七億に對しまして、私立学校の振興というのに對しての指定をいたしましたのが六十九億でございます。まして、全体の指定寄付金の半分は私立学校の振興に對しますところの寄付の指定になっております。ところが、六十九億を指定をいたしました、現在まで三年経過をいたしておるわけでありまして、けれども、集められた資金は十九億でありまして、達成率は三三・五と、四割にも満たないというのが現状でございます。これが法人関係でございます。

二番目の個人の問題でございますが、先ほど文部省の方のほうからお話ございましたが、いま申し上げました法人関係の寄付金のうちの第一番目に申し上げました一般の寄付金を除きまして、第二から第四までのカテゴリーに属するものは、個人の場合に特定寄付金として寄付金の対象になるわけでございます。具体的には国または地方公共団体に対する寄付金、これは国立学校のものを含むわけでございますが、第二番目は、いわゆる指定寄付金、いまの私立学校関係、これは私立学校振興会のものも含みます。第三番目が試験研究法人、これも中には学校法人も入りますし、私立学校振興会も入れてあるわけでございます。この三つのカテゴリーに属するものにつきまして、特定寄付金といたしまして、個人の所得税の申告上控除が認められるという形になっております。これがワクがございまして、野方園に寄付金

を認めるのもバランス上いかかということ、最高限が個人の所得の一五％が頭打ちになっております。それから足切りと申しまして、一番低い、つまりあまり小さな寄付金まで一々寄付の対象にするのはどうかということ、足切りいたしておりますのが所得の三％、その三％が十万円をこえるときは十万円をよろしいということにいたしてゐるわけでございます。具体的に申しますと、五百万円の所得のある人が七十五万円の寄付をした。七十五万円といふと、ちょうど一五％になるわけです。七十五万円の寄付をしますと、それから十万円を引きました六十五万円が、この寄付金控除の対象になるという形になってゐるわけでございます。

ところが、個人のこういう制度があるわけでございますけれども、これは学校法人等に御寄付をいたされれば控除されるわけでありまして、けれども、四十三年の実績は、申告された納税者の方が三百九十万人おられるわけでありまして、けれども、寄付金控除の申告をされた方は三千九百人でありまして、比率にいたしますと一％にも満たない方だといふ状況でございます。この三千九百人は、多少給与所得だけ持っておられる方が税金を返してくれといふ申告をなさった方が別にありはしないかと思ひますけれども、大体三千九百人程度で間違ひはなからうと思ひます。

いま長々と申し上げて恐縮だったわけでありまして、けれども、このような状況で、文部省のほうから御要請がございましていろいろ検討したわけでございます。たとえば、個人の寄付金につきましては、足切りの限度額を下げるとか上げるとかといふ話の前に、わずか三千九百人しか行なわれていないといふところにむしむ問題があるわけ、税制がシビアなんではなくて、個人なり法人のさいふのほうはどうもシビアであるという感じを私も受けるわけでありまして、もう少しそちらのほうが進みましたときに、私ども、いま申し上げましたように、学校関係、教育関係に対する寄付は、最も優遇といひますか、税制の上でも国民の

最も納得を得られるものだと考えております。この寄付の対象を広げるということに異存はないのでございまして、けれども、どうも現実に行なわれていないところをやつておるのではないかと、この法人関係についてはもう少し様子を見よう。と申しますのは、四十二年にこの足切りを二十万円だったものを十万円に下げるといふ改正をいたしておりますので、その辺の様子を見たいというのが一つでございます。

それからもう一つは、いまお話がございました私立学校振興財団でございますが、それに関連いたしまして、私立学校振興会の場合には、一般の学校法人に對します寄付金と違ひまして、一般の学校法人に對する寄付金の場合には、一々個別に大蔵大臣が指定をいたしまして、金額が幾らで、何に使つて、いつまでの期間だけはよろしいという寄付を指定いたしますわけでございますけれども、私立学校振興会だけは、ここを通じて寄付をしていただければよろしいということから、包括的に私立学校振興会を通じての寄付であればよろしいという告示も出してあるわけでございます。それが四十二年で五千万円、四十三年で五億七千五百万円、四十四年度が一億四千五百万円でありまして、ところが、これはいずれも私立学校振興会にお渡しをして、私立学校振興のため一般にお使いくださいという金ではないのでございまして、個々の大学、個々の学校について、その寄付の窓口は私立学校振興会がなつてほしいという寄付でございますので、私どももいたしまして、こういうものであれば、まあ学校の中にはいろいろな学校もあるわけでありまして、この指定寄付金といふものが、先ほど申し上げました教育または科学の振興等、公益の増進に役立つといふことのほかに、一般に広く募集されるという要件が要るわけでございます。個人的に自分がつくりました学校に寄付をしてしまふということだけは、どうも寄付金といふのは、御承知のようにその分だけ税が減るわけでありまして、一種の補助金であります。それを指定寄付金という形

です。にはやはり公のコントロールがなければい
かぬということで、いまの広く一般に募集される
という要件をつけているわけでありましたが、それ
の適用を私立学校振興会についてもやっていただ
いてこのわけでございます。

今回のこの財団ができるにつきまして、だいたい
御議論がございまして、実は一月の自民党の税制
調査会の改正大綱の中に、共同募金会を通じてす
る社会福祉のための寄付金とあわせて、私学
振興財団——このときはまだ仮称だったわけであ
りますが、私学振興財団に対する寄付金につい
ては、公正な配分審査機関を設けることを条件とい
たしまして指定寄付金の指定要件を緩和するとい
うことが、その税制改正大綱で定められたわけで
ございます。私どもも、この公正な配分審査機関
というものが設けられれば、指定要件というものは
緩和していいのではないかと、かように考えてお
るわけでございます。現在文部省のほうともお
打ち合わせをしているのが現状でございます。

○新井委員 いろいろいま御説明をいただきました
としてよくわかったわけでありまして、この
教育関係に対する寄付金と申しますのは、いまも
お話のありましたように、いろいろケースがある
と思ひます。大蔵委員会あたりでもこういう免
税措置についてはいろいろと議論があるようであ
りますけれども、やはり私学の現状、そしてまた教
育の重要性、そういういろいろな観点から、現在
においては、確かにそういうワケがあつてもワケ
だけきいてないとか、いろいろなことがあるよう
であります。そういうことはワケを大きく取り
過ぎて当然なことであつて、よしんばそういうこ
とにワケがあつて、社会、公益事業に貢献もして
いる、お金を出すというのに、ワケがあつて、
あなたの場合はワケにはずれたから幾ら幾ら
税金が取られますというようないふことがあつた
のか、かえつて問題であつて、それは当然であつ
ていたのだと思ふわけでありまして、いまも文
部省のほうから、最後のほうの十万円を五万円に、
一%にしたいのだというようないふことがあり

ますけれども、今後は、確かに多額な寄付金を出
す方もいらっしゃるでしょうが、やはり多くの
方々が教育に非常に熱意を持っていらっしゃる、
そういう方々に参加をしていただければ、健全な教
育行政というものが生まれてくるのではないかと
思ひます。その税制の考え方についても、そう
いう幅広いものをもつていかなければならぬの
ではないかと私は考えるわけでありまして、この件
について議論するつもりはございませんけれども、
も、ひとつそういう点に立つてよく検討していただ
きたい、このようにお願いをいたしておきま
す。

最後に、もう一点だけ聞いておきたいのです
が、今度の人件費補助にあつて、医科歯科系は
三〇%、理科系は二〇%、それから人文社会系は
一〇%という傾斜がついております。こういう傾斜
をつけたのは、一体どういふことでつけたのか、
この辺がちょっとわからないのでお伺いしたいと
思ひます。

○岩間政府委員 このたびの補助金は、毎度申し
上げておりますように、教育、研究の向上という
点が主体でございます。そういう意味から申しま
して、教育、研究の面で一番弊害が出ていると申
します。そういう弊害の著しいところは、財政
的にも一番困つております医科系が一番弊害が出
ておるのではないかと。その次は理工系ではない
かと。そういうふうな経費の内容の分析を多少いた
しまして、一番そこに力を入れなければ今後大き
な弊害が出てくると思はれるようなところを重点
的に今度金額をふやしたということでございます。
将来はそれを同じように二分の一に持つてい
くというふうなことは、目標としては一応掲げて
ございまして、その間に多少傾斜をつけたとい
うのが、理由でございます。

○新井委員 具体的な問題でお伺いするのですけ
れども、たとえば、給料を十万円もらつていて、
あつて、給料を十万円もらつていて、その十万円
の中で、三〇%の補助をするわけですから、三万
円は国のほうから出る、あとの七万円は私学のほう
から払う、こういうことになるわけですね。ま
た人文系の教授であれば、十万円もらつていれ
ば、一万円は国のほうから出るけれども、九万円
は私学のほうから払う。こういう見方からすれば、
別に給料がその分余分にいくというなら、たと
うていいますと、研究費が非常にかかる、それか
らまた教授数が少ないために非常に過労におち
つて、そのために、あなたの場合には、本来なら
十万円の給料のところを十二万円上げましょ
う、したがつて二〇%は余分に国からきてい
るんだ、こういうなら話はわかるのであります
けれども、自分の給料のきまつていて、国か
ら出すときにそういう傾斜をつけて出すという
理由ですね。これは、いただく先生にすれば、
おれはどいふ人文系なんだ、おれは一〇%の価値
しかないんだ、たくさん余つていふんだ。また医
科歯科系は、おれは貴重品である、三〇%もく
るんだ。実際に給料で、何にもないのにもか
わらず、そういうことで傾斜をつけるというの
はどういふことなのかと思ひます。

○岩間政府委員 教育、研究に關しまして、たと
えば教育、研究の向上ということを主眼にいた
します場合には、教育、研究関係の設備費なりそれ
に關する費用というものを、本来ならばめんど
うを見ればよろしいのか、これが一つの考
え方だと思ひますけれども、実際問題として見ますと、
人件費が毎年一割あるいはそれ以上がついてお
るというふうな状態におきまして、教育、研究に幾
ら国の補助金つき込みましても、教育、研究の充
実に使はれるものは人件費のほうに流れてしま
う。学生の納付金に限度があるとして、人件
費が上れば教育研究費のほうで減少するとい
ふふうな事実があるわけでございます。そこで幾
ら教育研究費に金をつき込んで、教育、研究の
向上にならない。むしろ人件費のほうの上
がりをストップするといふことが必要ではないかとい
ふことで、このたび人件費の上がり分につきま

一応国のほうで助成をしよう。つまり人件費のほう
は心配しなくても教育、研究のほうに金がつき
込めるといふふうな状態にしたいということで、
私どもは一応人件費のベースアップ分に相当する
ような一割というものを、少なくとも文科系に
つきましては教育、研究に支障が起きないで
あろう。それから理工系につきましては、現在の
経営の状態を見ますと、文科系に比べて赤字
の幅が非常に大きいわけでございます。そこで、
そういうふうなものにつきましては傾斜をつけ
て、さらに人件費の二割までめんどうを見なけ
れば、教育、研究のほうの費用が十分つき込め
ないだろう。あるいは医歯系については、三割まで
めんどうを見れば教育、研究のほうに金がつき込
めるのではないかと。そういうふうな考え方ござ
いまして、文科系が事実上比較的楽な経営がで
きる。しかし、理工系、医歯系になりますと、非常
に経営の面が苦しいというのを考えて、それ
らの面めんどうを見なければ、教育、研究に幾
ら補助金をつき込みましても、実際上効果はな
いんじゃないかと思ひます。

○新井委員 私の考え方がちよつとおかしいのか
もわかりませんが、要するに人件費を国の
ほうから一割補助するというわけですね。それに
傾斜がいろいろついておるわけですが、その
計算のしかたが傾斜がついてちよつと違うわけ
ですけれども、基本的には人件費を補助する。そ
の場合に、さつきも言ったように、何かその教授
自体が非常に研究費が足りないからその分を余分
に上げようとか、何かほかのことでお金が必要か
ら余分に上げようといつて余分に上げるなら、別
にどうということはないわけですね。だけれども、
自分の給与は変わらない。ところが、その中
で国から出てるものはあなたのほうは三〇%だ
というやり方よりも、やはりお金というのは私大
が全部自分のところで受け取って、それを給料と
して払うと思うのですけれども、その場合に、私
大としての台所は一切変わりはない。もちろんほう
も何も一切関係がない。そうして教育研究費とか
それから設備費については、当然やはりよそで補
助したりいろいろしなければはできない。とこ
ろが、国のほうがそういう差別をして——それ
は一面わかるわけでありませうけれども、出すとき
にやはり公平さというものがなければ、これは少
しおかしいんじゃないか、こういうふうに思う
わけです。その点について、もう一ぺんお伺いし
たい。

○坂田国務大臣 実を申し上げますと、今度の三
十二億何千万円というものを出すにつきまして
は、一応積算しまして、大蔵省とのやりとりの間
におきまして一応そういうことでやったというこ
とでございまして、これから先どういふふう
にやったほうがいいのか、合理的にまた積算したほう
がいいのか、そうしてそれを傾斜さしていったほう
がいいのかということとは、まさに私学振興財団
をつくつていただきました、そうしてそれから経
営審議会で検討をしていただいでやっていこうと
いう考え方でございまして、これからの課題であ
るというふうに御理解を賜りたいと思います。
○新井委員 最後に、いまの件について、そうい

うぐあいにすれば非常にプラスになる、もちろ
うも非常に自分を自覚してプラスになるという
ふうなことがあればけっこうでございませうけれ
ども、私の見た目においては、いままも言いた
うに、私学に入るお金も別に変わりませんし、そ
れから払われる給料も変わりありません。ただ
弊害が残るといふだけで、いま文部大臣からお話
がありましてけれども、そういう点についてもや
はり公平さを保って、そうしてみんながそのため
に非常に私学振興のために力を出すというほうに
向かつていきたいと思います。

時間多まりましたので、また次の機会でも質問
させていただきます。
○八木委員 午後一時三十分より再開すること
とし、暫時休憩いたします。
午後零時三十七分休憩

午後一時五十分開議
○八木委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
日本私学振興財団法案の質疑を続行いたしま
す。川村委員。

○川村委員 いままで各委員からいろいろ御質問
がありましたので、できるだけ重複を避けねばな
らぬと思つておりますが、問題が問題でございま
すから、同じような問題に触れることもあるかも
しれません。御答弁いただきたいと思つていま
す。私学のあり方の問題であるとか、あるいは私
学が果たしてきたその役割りとか、私学の学園研
究に大きな功績があったとか、あるいは現在の私
学のいろいろかかえておる問題、こういう問題が
たくさんありますから、実はそれらをこの際説明
しておくこともまた大事だと思つております。しか
し、そういう問題、ずいぶん各委員から話も出ました
ので、私は端的にこの法案に直接する問題を取り
上げながらお尋ねをしまいたいと思つていま
す。第一に、四十五年度の文部省のほうからいた

いたこの私立学校関係資料の一五ページを見ま
すと、四十五年度私学振興関係予算一覧がありま
す。この私学関係予算で、四十五年度新規に新し
く立てられたものはどれだけのものか、これをまず
局長からちよつとお聞かせいただきたい。
○岩間政府委員 従来ございまして理科教育の設
備に対する補助金、それからこれも従来ございま
した教育研究費に対する補助金、この二つを主と
してまとめまして、このたび新しく人件費を含む
経常費の補助金を創設いたしました。これが新し
い補助金でございまして。

○川村委員 大臣お聞きのとおり、四十五年度私
学振興関係予算は、大学の経常費の中に人件費を
含めるようにしたということだけが、いうならば
新しいやり方であります。そこで、実はこの法案
を見てみてそういう手だてをしておるのに私が第
一に疑問を持てているのは、なぜ私学振興会、現
在ある私学振興会ではないのか、なぜこの財
団法に変えねばならないのか、これが実は疑問と
して頭の中にこびりついているわけです。そうい
う観点から二、三お尋ねいたしますが、この四十
五年度のこのへ並べられてある予算を見ると、私
学振興財団の出資金、それから財投資金、これは
私学財団の貸し付け金財源として渡される。ほか
のこれだけの関係予算は、これら補助金なりは、
全部私学財団に渡されて配分されるのですか、あ
るいは、でなくて、文部省がそれぞれ直接に大学
やら高等学校に渡していくのですか、その辺の予
算の流れ方を一つ説明いただきたい。

○岩間政府委員 このたび私学振興財団にお願
する補助金は、私学に対する人件費を含めた経常
費の補助金でございまして、その他のものにつ
きましては、これは臨時的あるいは非常に特殊な補
助金でございまして、これは文部省が従来ど
う行なうというたてまえをとっております。この
たびの新しい経常費の補助金は、これは私学にお
きましてその自主性を尊重してできるだけ使いや
すくしていこうということもございまして、それ
からまた先ほど来申し上げておりますように、教

育、研究の質的な向上というものを期待するとい
う意味から申しまして、配分につきましては格段
のくふう、あるいはその以前に十分な実態の調査
等を行なう必要があるわけでございます。そうい
う仕事は、これは文部省でやるのにはいささか手
に余る点もございまして、また公正な第三者的な
機関で行なうほうが適當ではないか。これは大臣
も申されておりましたように、イギリスの大学補
助金委員会というふうなものも参考にしながら考
えたやり方でございます。

○川村委員 そうすると、十億の出資金と財投の
百六十億、これは財団の貸し付け財源として出て
いく、財団に渡される。それから私立大学経常費
補助百三十二億二千万、これも財団に渡される。
それからその次の私立大学等の理科教育設備費補
助の六億、これはどうなんですか、これも財団に
渡されて各学校に配分されるということになる
のですか。

○岩間政府委員 従来理科教育の設備に対する補
助金は、約三十億ございまして、そのうちで新設
の理工系の学部に対する補助金が六億程度ござ
いまして、これは非常に特殊なものでございま
すし、従来どおり文部省のほうで配分をするとい
うことにいたしましたわけでございます。

○川村委員 従来ともに、私立大学の経常費補助
は、人件費を除いて行なわれておった。今度人件
費がそこに入ってくる。理科教育の設備費も、こ
れは大体文部省が握って配分をする。そうなりま
すと、わずかの人件費を配られるようになったか
ら、それを財団の手を通して配分をしよう。しか
もそれは経常費の中に含まれておる。それなの
に、どうして従来の振興会の手でそれがやれない
のか。皆さん方いままでいろいろ御答弁になって
おります。なぜ振興会でやれないのかということ
であります。皆さん方の答弁を聞いてみると、い
ろいろこれから正しく運用するために、これから
新しく組織改変をやる等の御意見はわかるのであ
りますけれども、どうもその辺のところをもう少し
し解明をしていただきたい。私は、私学振興会

差別をしてはいかぬとか、そういう思想的背景はよくわかります。わかりますけれども、いま私が言っておるようなことから考えると、どうもその辺のところは、やはり財団に移して新しい法律で私学をぐっと握っていかせるように仕組んでおるのじゃないかと、ある方面から非常な疑惑を持つて見られる結果になった、こういうことがいえるのじゃないか、こう思ひのですね。大臣、も

う一つ何かお考えがありましたら……。

○坂田国務大臣　その点は、全くそういう考えはございません。むしろこの私学財団をつくることによって、大学の自主性、それから私立学校の個性ある大学をつくっていただくことを実は念願いたしておるわけでございます。形式的に申し上げますならば、あるいは振興会を少し手を入れましてできないこともないと思ひますけれども、簡単に人件費補助をやる、これに対して国の補助金を出すとおっしゃいますけれども、これは明治以来画期的なことではございまして、やはりこの際面目を一新するといひますか、私学に対する国としての姿勢を正すといひこと、むしろそれは、ともすれば文部省が一々何かコントロールするのじやないかといふことを払拭する意味において、こういうようなきちんとした、やるべき仕事はちゃんとやる。しかし、もちろんお金を出すわけでございます、血税を払うわけでございますから、その

辺については経理を明らかにして、国民に対して責任を果たせるようにしていただきたい、こういうことでございます。しかし、繰り返し申し上げますように、人事であるとかあるいはまた教育内容であるとかいうようなことに對して、われわれがことさらに介入をしようというような気持ちには

さらさらしないということを申し上げたいのであります。同時にしかし、このようなお金が注ぎ込まれるわけでございますから、私学自身におかれまして、その使命の大きさ、社会的責任の大きさというものに留意されまして、みずからもこの私学振興のためにまたその使命を果たしていただきたい、こういう気持ちはあるわけでございます。

れども、そのわれわれの意図いたしますところは、私学振興財団によって私学をコントロールするとかんがえることは、毛頭考えておりません、むしろ私学の自主性、名実ともに自主的な教育、研究の活動が行なわれることを期待して私学振興財団というものを新たに作るということでございます、むしろこれは全国民に対する政府の姿勢というものをあらわす意味においては、従来の振興会という形ではなくて、日本私学振興財団という形では足りたほうがよろしいという私の気持ちでございます。

○川村委員 それでは、同じような疑問をひとつ説明する意味でもう少し具体的にお聞きをしたいと思ひます。

局長にお聞きしますけれども、全国で、都道府県が私立学校に助成をしておる。これは各県によってずいぶん違うと思うのです、ずいぶんアンバランスがあると思うのだけれども、大体どういうものに条例で助成対象としておるか。こまかにというようになりますと時間がかりますから、おもしろなる項目だけひとつお聞かせいただきたい。そしてそれらの総額は一体どれくらいになっておるか。

○岩間政府委員 四十四年度で申しますと、私立学校に対する補助といたしましては、まず人件費が二十一億九千四百万、その他が四十七億六千九百万、合計いたしまして、経常費に對します補助が六十九億六千三百万、それから施設設備に對します補助が十一億八千万、その他分類不可能なもの三億九千六百万、合計いたしまして、私立学校に對しましては八十五億三千九百万の補助が行なわれております。それから私学の団体等に対する補助でございますが、私学の共済に對する補助が六億九千三百万、退職金社団あるいは退職金の財団に對します補助が八億九千七百万、その他が一億三千九百万、合計いたしまして十七億二千九百万の補助が行なわれております。この補助を合計いたしますと、百二億六千八百万でございます、約百億の補助が行なわれておるといふこと

でございます。これに對する財源措置は、先生も御承知のように、地方交付税でやっておりますけれども、約四十億であります。それから貸し付け金といたしましては、合計三十一億九千三百万の貸し付け金が行なわれておりまして、その貸し付け金も合わせて考えますと、都道府県の私学に對する援助としては百三十四億六千万ということになっております。

○川村委員 わかりました。そうしますと、いま都道府県が私学に總合計で百二億程度の助成をしておる。今度の文部省の財団法で考へておるの、は、私立大学の経常費、その中に人件費補助を考へるといふことでありますから、いままで各府県が出しておる高等学校とかあるいはそのほかの私学に對しては、従来どおりという考へ方ができま

すね。いまこれらの財源措置としては、これは四十四年度四十億、交付税で見ても、今度はそれをまた四十億程度増加しよう、八十億を見てやろうということですね。そこで、一体地方の交付税の見方は、これは自治省はききようは来ておりませんけれども、これは皆さん方のほうが相談をされておりますからよくわかつておられると思ひますが、交付税で見るといふのが、交付税のどこでそれを算入、算定をして配るよに仕組んであるのか、わかつておりましたら、ちよつとそれを聞かせていただきたい。――少しことばが足りなかつたようですが、おそろくその交付税は、府県の分として配ると思ひます。府県分として配る場合に、別途私学振興費という費目を起こして

おるのか、あるいは府県の分の中にその他の教育費というのがある、そのその他の教育費の中で見るのか。測定単位、あるいはそういうやり方は、今度はどうしようとしておるのか、その辺のところをちよつと、文部省も知っておられると思ひますから……。

○岩間政府委員 これは先生の御指摘のとおり、府県に對する財源措置でございますけれども、従来は行政費の中のその他の諸費というもののの中に算入されておつたわけでございますけれども、四

十五年度からは、教育関係費のその他の教育費といふところに算入することになつたわけでございます。

それから金額は、先ほど先生御指摘ございましたように、約八十億を見込まれることになっておりますけれども、人口百七十万の標準団体あたりで考えますと、昨年は五百八十億が積算されておりましたが、四十五年度には八千五百億が積算されておまして、このほか都道府県の私立学校の生徒、児童、幼児数に應じた密度補正を行なうといふふうなことにいたしております。なお、自治省の説明によりますと、高等学校、小中学校では生徒一人当たり四千円程度、幼稚園におきましては千五百円程度というふうな積算のようでございます。

○川村委員 次いで、関係して。そうしますと、従来都道府県が、私立学校の助成を条例できめて、いろいろ助成してまいりましたが、これは各県によって相当アンバランスがある。今度交付税でそういうような出し方をすることになると、一体私学に對する助成がプラスされるのか、あるいはそこに制限を受ける口実を与えるのではないか、こういう心配を私ちよつとするのです。

交付税ではこれだけ見てありますよ、だからこれ以上私学のほうに私のほうは出すわけにいきません、そういうふうなことになるのではないかと、このところが心配されるのであります。この辺のところはどう見ておられるか。

○岩間政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、四十四年度は、約四十億の財源措置に對しまして、実際上は百二億の補助を出しておるわけでございます。それから、その中で特に十九県にわたりました、私学の人員費を含みます経常費の補助を行なうといふふうな、約三分の一の府県がすでにそういう新しい方針をとつておるわけでございます、私どもは、そういうふうな過去の実績から考えますと、このたび新しく財源措置をしまして十分指導を行なつていきたいと思ひてお

すので、従来以上に都道府県のほうでめんどうを見ていただけたらというのを確信しているわけでございます。

○川村委員 その点は、文部省としてもよほど注意をしていただかなければならぬと思ひます。一般の義務教育関係におきまして、市町村なんかでよく問題になるのは、学校がそんなに予算をくれくれといつても、交付税にはこれだけしか見ていないのだ。もちろん交付税はひもがついていゝわけではないけれども、大体交付税の算定を大幅に上回るような学校予算を計上するのは困るといふようなことで、非常に押さへる。だから反面、PTAなんかは学校がおぶさつてしまつて、とてもない負担をかけるような結果にもなつてくる。交付税で各都道府県のそういう財源を見てくれるとはいふことですけれども、よほど指導を誤らないようにしないと、交付税でこれだけ見てやるのだ、八十億も見てやるのだ、だから大体その程度の範囲で私学に出せばいいじゃないかといふような考え方になると、いままでよりもそういう面ではずつと後退する危険がある。最近の府県の財政等からすると、そういう心配をするわけ

です。そこで、いま府県は十九県ほど人件費のめんどうを見ておるといふお話でしたけれども、この法案が成立するといふことになると、これは小学校から中学校から高等学校から大学に至るまで、全部附則十三条は働くわけですね。

○岩間政府委員 各都道府県におきまして人件費を含む経常費の補助を行なうといふことになりました場合には、当然そういうことになります。

○川村委員 では、いまのことばの中で……。A県が人件費補助をやつておる。そうすると、言うならば附則十三条が働く。B県はやつていないといふことになると、B県の私立学校については、附則十三条は働かぬのです。○岩間政府委員 そのとおりでございます。○川村委員 附則十三条は、これは私立学校法の五十九条を改正をしてゐるわけですね。人件費を

わけですけれども、法文の上からは、運営審議会の条項を見ても、理事及び理事長の権限から見ても、どうもそういうような動き方をやろうと思えばできる条項になっておるから問題ではないか、こう言っているわけですが。

○坂田国務大臣 川村先生の御指摘は、なるほどと思われる点も多いわけですが、しかし、この点は、私もこれをつくるにあたりましてかなり議論をし、そして特に私も意見を申してきめたところがございます。と申しますのは、従来のこういうような特殊法人等におきまして、とかく民主的だ、あるいは合議制だということによって、その責任の所在がはっきりしないというふうな面もございました。したがって、やはりはっきりした責任を一面においてとるという以上は、それ相応のリーダーシップというものがとれるというふうなことを考えてあげたほうがいいんじゃないかということが一つでございます。それからもう一つは、その評議員会の場合、たしか二十人の委員ということになっておったと思いますが、今度は少数精鋭で、やはり相当意見のある人、幅の広い意見が述べられ、あるいは私学の実情にも詳しく、そして単に狭い視野ではなくて、広い視野の識見を有する人の中に少数精鋭の方を吸収するということだをとりまして、今度もその十人以内で組織するというのをいたしたわけでございます。しかしながら、これまた理事長がかってにこの任命をされるというふうなことは困りますので、われわれといたしましては、ちゃんとその点については「文部大臣の承認を受けて任命する」という形をとった。簡単に申しますと、責任をとれるためのリーダーシップを理事長に持たせる。しかし、基本的な事項については、やはりこの運営審議会というところにおいていろいろ検討をわづらわらせる。そしてこの運営審議会のメンバーには、相当識見の高い、あるいは幅広い視野を持った方を吸収する。そしてそれは少数精鋭でいく。こういうような形でひとつ運用をしたい。しかし、まあ先生御心配のとおり、こ

れはやはり法律が通りましたあげくは、法律自体の命するままにひとり歩きをするわけでございます。すから、もしその人を得なかった場合においては、やはりいろいろな心配があるわけでございます。しかし、この点につきましては、もう今日国会も非常にこの点についていろいろ監視をされるという道もございまして、また本委員会におきまして討議をされました事柄なり私が申し述べましたことというものは、やはり法律は法律といたしまして、その解釈上、運営上かなりの力を持って働いてくるというふうにお考えをいただきたい、かように思うわけでございます。まあ極論をすれば確かにいろいろな御疑問の点はわくわくと思ひますけれども、私もといたしましては、また別な意味におきまして、責任を持ち、リーダーシップをとり、かつ少数精鋭で、私学側の意見も十分反映をさせ、あるいは広い視野に立つてものごとを考え処理をしていくという体制のために、このようなきめ方をしたわけでございます。

○川村委員 大臣のお考え、お気持ちはよくわかりますけれども、私は、いま振興会法のあれと新しくできようとしている財団法とのそういう問題を比べながら、疑問に思っているところを聞いています。新しい法律は、いきなり理事長、監事の任命にしろ、新しい法律は、いきなり理事長は「文部大臣が任命する」、こう出てくるわけでしょう。私学振興会のほうは、それには一つことは入るわけですよ。振興会のほうは、会長はこれももちろん大臣の任命にはなっておりますけれども、役員を任命するためには「振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから」と、文部大臣が任命なさる立場を明確にしておる。ところが、新しい法律は、そんなことももう抜いておる。いま大臣は少数精鋭と言われましたけれども、今度の審議会ができて、十人以内ですから、最高十人になるわけですよ。一体何人出てこられるか。これは私は欠席なしに出てこられると

は思わぬですよ。文部省が幾つかの審議会を持っている、いろいろな諮問機関みたいなものがある。ところが、欠席する人がずいぶん多いでしょう。今度の場合には、いやそういう人は任命しないんだとおっしゃるかも知れぬ、けれども、これは十人以内の少数精鋭の、また少数精鋭になつてしまふ。しかもこの条項からいって、せっかく大臣の親切な御答弁ですけれども、やはり私のこの疑問、いわゆる理事長、理事の非常に強い権能、権限の発揮というものは、これはぬぐい去れないのじゃないか。あまりにもそういう業務運営について強過ぎるのではないか。ということでは、またたいへんことは悪いかもしれぬけれども、文部省としては御都合のよろしい、こういうふうに勘ぐられる、そういう観測をしておるものは、私だけではございません。そういう意味で言っているわけですよ。

そこで、同じようなことを続けて言いますけれども、(民法の準用)という規定が八条にありますけれども、振興会の場合には、五十四条の規定も準用すると書いてある。これは理事の代表権の制限規定ですね。ところが、新しい法律はそれを抜いてある。民法の準用は五十四条と五十五条、振興会のところにある五十四条、理事の代表権の制限の準用は抜いてある。これも先ほど申し上げたような一つの例ではないかと思っておりますが、なぜこれを抜いたのか、説明しておいてください。○岩間政府委員 この点は私もよくわかりませんが、最近の立法例でどういうふうになつておるわけでございます。この点は特殊法人の最近の立法例を統一的に法制局で審査をいたしておりますけれども、そういう場合にこの規定は最近では抜いておるということでございます。○川村委員 最近の立法例とか言われても、こつちも専門でないからよくわからぬのだけれども、それはもつと丁寧に説明していただかねと……。そこでは、そういうことをやっておるから、またさきのことは返るけれども、どうも理事、理事長の権限をフルに行使できるような体制をつくって

やっておるのではないか、こういうふうに勘ぐられるわけですよ。

ついでにあつて、三法案関係についてちょっと申し上げても、業務のところでは、私学振興会には第二十二条三号に「私立学校の職員、修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設、事業等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと」という業務があつたのです。どうしてこの財団法ではこの非常に重要と思われる業務を抜いたのですか。

○岩間政府委員 先ほどの答弁をちょっと補足させていただきますが、代表権を制限いたしましたことも、第三者への対抗要件にはならないということ、書いても書かなくても同じだということ、ふたつとで書かなかったというところのようでございます。

それから、ただいまの業務につきましては第二号、第三号に分けて書いておりますけれども、従来と内容につきましては変わりがないというふうに解しております。

○川村委員 いまの振興会法にある二十二条三号の「私立学校の職員の研修」云々という、こういういまでもやってきた業務は、財団でもやれる、これは確認できますね。

○岩間政府委員 仰せのとおりでございます。○川村委員 そうであれば、やはりこれくらいのことは新しい法律の中でもきちっと明記しておくべきだと私は思ふのです。この新しい財団法の業務では、そういうものを読み出すことがなかなか困難ですね。二号、三号に入っているなんておっしゃったけれども、非常に困難だ。こういう条項は、きちっとやはり入れておくべきではないか。と、法案をずっとやっていきましては時間がかかりますから、私がいまお尋ねしたのは、実は一番初めに、私は振興会法がある点手入れをしていけば、振興会を見捨てるでやっていたければ、新しい財団法という形でやらなくてもいいけたのでは

を受けておられますと受けておられないにかかわらず、そういうような書類は作成していただいたほうがいい、それが私どものほうではできるだけよいものを出していただいたほうがよい、ということとは言えると思いますが、また現在行なおうとしておりますが、人件費を含む経常費費というものは、今後私学にとつてはあるいは不可欠のものではないかというふうな感じもするわけでございます。そういう意味から申しますと、私どもは、すべての私学が国からの補助金を将来は受けるようになるだろう、それに対して、できるだけその自主性を尊重しながら、しかも世間の疑

○岩間政府委員　まず第一は、法案の中で「監督庁」というのを「所轄庁」と改めるといふ点でございます。それから二番目は、これは前回も御指摘がございましたような変更命令でございますけれども、これを私学には適用しないということにした点でございます。三番目には、私学審議会の委員の構成でございますけれども、私学側以外から選出される学識経験者につきましては、原案では二分の一となっておりましたものが三分の一というふうに改められたという点でございます。それから第四点は、予算、決算の報告義務につきましの規定を削除いたしております。それからその

もね。そういうよりな考え方が、二十年余りでも
みがえてきておる。それで一体いいなかどう
なのか。いま盛んに大臣はじめ皆さん方は、私学
の自主性だとか独自性だとか、いろいろおことば
におっしゃっておるのだけれども、私学がいろい
ろな問題を起こしていますね、それはこつちに一
応置かなければいかぬですよ、こういう法案を見
るときは。それをおいといて、私立学校の役割
り、使命、あるいは私立学校法ができたときのそ
の国会の意思あるいは内閣の考え方、そういうも
のを照らし合わせてみると、問題ではないか。変
なことはですけれども、当時消された幽霊がまた

に、それはどのお金というものを、私學に助成をするからには、私學自身、やはりその教育の水準向上のためにこれが使われるということではなければならないのであって、その最小限度の規定というものは、これは守つていただくという前提に立つて、そのことは決して私學の自主性というものを守ることであれば、これをそこのものではないというふうに思います。しかしながら、また一面におきまして、こういうようなことは、その運用というものが非常に大事でございますから、いままですういうようなことには何らの文句も言わないくせに、今度ちよつぱりお金を出すからといつ

てと普通の常識でも考えられるような点について、十分われわれはこれと考えていく。経過的にこれを漸次私学側が努力をされて是正していくという事について、私は認めていくという運用をすべきだというふうに思います。しかしながら、われわれのそれが見てもこれはあまりにもひど過ぎる、法令違反だとかあるいは基準を越しておるというようなことが客観的にも明らかに見え、それは同時に国民の不信を買う、あるいは教育の質的向上というものを願うというこの法案の趣旨から著しく逸脱しておるというものがだれにでもわかるというように、何らのそれに対する規制の措置というものがとれないということ、これは、これまた国民全体に対する責任としておかしいのではないかと。その必要最小限度のものは、やはりこの法案に盛り込んでおくべきではないか、かように私は思うわけでございます。

○川村委員 当時といまとはずいぶん変わった。金もたくさん出さなくなった。ちよつといま大臣の説明は、なるほど国民という、一個の国民の立場からものを考える、大臣おっしゃったことが一つの筋だと思ふのです。しかし、私立学校が今まで果たしてきた役割りであるとか、その功績であるとか、また私立学校のあり方というように、なことを考えあわせてみると、あのとき、昭和二十四年に私立学校法ができたときに、いろいろえらい人たちが論議をしたときに、私立学校の将来を考えて、あの私立学校法ができたのです。しかも、文部省が出された案が閣議で修正され、委員会においても修正されて、いまのような私立学校法ができた。その私立学校の法律に織り込まれた精神というものを考えると、私は、お金を多くやるからとか少なくやるからとかどうこう、そういうようなことでものを考えてはいけぬ大事なもの。大臣おっしゃったことは、私は、頭から否定をしていくわけじゃないのです。しかし、どうも私が気になるのは、その二十何年前の私立学校法ができたときの精神を踏みにじるような規定

が、今度の財団法人の中に幾力所か出てきておる、こういうことです。これは一体これでいいじやろいか、こういうようにやはり疑問を持たざるを得ないわけですね。しかも、この十三条の働くときには、国といふものの中には財団も含まれるわけですから、財団もいろいろと私立学校に手をつけられます。文部省、所轄庁もつけられるわけですね。そこで、もしも、ことを変えて言うならば、財団でこれこれのことをやりなさい、報告あるいは立入り検査といふものも財団でやりなさいといふ人なら、この財団の立場といふのは私ばかりか、いろいろな気がする。ところが、両方でそういう手が伸びていくことになっておる。一つの疑問は、財団に全部責任を持ってやれ、間違ひを起させざる、こういう趣旨ならば、私はわかるような気がする。財団にもやらせる、文部省もやる、所轄庁もやるというように、これが動いていったら、先々一体どうなるだろう。おそろく私立学校のいろいろなものを大臣がぎゅつと握ってやるというふうなお考えはないと思ふ。ないと思ふすけれども、そうならざるを得ない。そう動いていく危険性がある。

そこで、私はこの次またいろいろ質問させていただくことにして、十三条を一応この際取って、そしてこの法案を成立をさせておく。そして十三条については、いわゆる五十九条の取り扱いについては別途の国会で私学法の問題として考える、こういうふうにするべきではないか。あまりにもこれは問題が大きい、この私は実は提案したいところですが、その提案とかんとかいふことは使いませんけれども、そういう考え方を私はいま持つておるわけですね。そこで、またこの次のいつか時間をいただきまして、足らぬところをお聞きしたいと思ふ。○坂田国務大臣 それに関連して局長から御答弁申し上げたいことがあります。○岩間政府委員 ちよつと申し上げておきますが、財団は行政機関ではないので、行政権に關することは、これは困または地方公共団体

の所轄庁がやることになっております。したがって、まして、五十九条関係のことにつきましては、これは国あるいは地方公共団体だけが行政権の主体といたしまして責任を持つ、権限を持つというふうなことになるております。○川村委員 いや、五項を見てください。「国又は」とある。国の下にカッコしてあるでしよう。(日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。)ということでは、よんだから、こまかに一々言つてないけれども、この「国」といふのは、これは六項を見る場合も八項を見る場合も、私学財団は働いておる、こわいねばならぬでしよう。○岩間政府委員 この文句は「助成」にかかるとございまして、国が直接助成をする場合、それから私学振興財団が助成をする場合というふうには御理解いただきたいと思います。

○川村委員 それでは委員長、時間がありませんから、ちよつとかわりまして、いろいろさういふ点につきましてあとまたいづれ質問をさせていただきます。だいたいと思ふ。保留をさせていただきます。○八木委員長 山原健二郎君。○山原委員 順序を変えまして、大臣に最初にお伺いをしたいと思ふ。本法は、喧伝されるところによりますと、七〇年度私学関係の予算が画期的に増額をされる、こいうふうな印象を与えておたわけですね。けれども、金額はたいしたことはないですけれども、その反面、私学への国家統制がこれまでになく強化される内容を持つておるという感じを私は非常に強烈に抱いておるわけでございます。そこで最初に大臣にお伺いしたいのですが、「私学時報」の本年二月一日号によりますと、文部大臣は、人件費補助を打ち出すことにより国の私学に対する基本姿勢が変わる、こいうことを述べておりました。さらにこの特別国会に私学振興財団法を提出をし、あわせて国の監督権の強化など私学関係法を整備する方針である、こいうふうに述べてお

るのですが、これにつきまして、基本的な考え方はこの「私学時報」に書かれておるとおりなのかどうか、お伺いしておきたいのです。○坂田国務大臣 すなおに読んでいただければ申すか、あるいは私の気持ちを申し上げたいと思ふますのは、画期的に政府の姿勢が変わると申しましたのは、重点は、いままで百六十万の学生が三十三万の学生に対して政府は一人当たり八十万のお金を出しておる。しかし、百万の学生には一人当たり一百万以下のお金しか出さない。しかし、そのことは教育、研究といふものを充実し、質的向上をはかるということから考えた場合、私学だろが国立だろが、一人当たりの経費といふものはほとんど同じくらいかかるんだ。そうすると、もしこいう格差を続けていくならば、私立大学のこの一学生当たりに対する経費はどうかやってみなかりのかというところ、現在の段階で国費を出さないといふことになるならば、授業料を増すか、あるいは納付金をよりたくさん取るか、あるいは借金をする以外にはない。それではどういふ教育、研究の充実といふことはできないんだ。こいう意味において、私学に対しては人件費を含めて助成をしなければならぬ時期にきた。それをやつた。従来は、ともすると国立であつた私立なきがごとく状況ではなかったかという批判が、国民の中からも私学側からも、あるいは私学の学生からもあつたんだ。そのことについて、国はやはり私立大学の学生たちにもそれ相応の経費を補助していく、国立と私立の格差をなくしていく、あるいは将来にわたつては私学に学ぶ人たちの父兄負担の軽減をはかつていく、こいうことは画期的なことである。政府の姿勢とこいうものは変わったのである、こいう意味でございます。したがって、大学だけではなく、このような考え方をいふものは私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園にまでも及ばなければならぬといふことで、この交付にあたりまして、その基準財政需要の中に、高等学校以下の私学に対してはこ

れが及ぶように自治省とお話し合ひをしまして

あるわけです。しかし、私が非常に気にかかるのは、後段の部分の、同時に国の監督権の強化ということが、文部大臣の口からはつきり出てくるということ、これは私の読み方の間違ひであるというふうにお考えになるかもしれませんが、その意味でもう一つ例をあげてみますと、これは毎日新聞の二月十一日の記事でありますけれども、文部省の高官が漏らしたということばで出ておるわけですね。それは「人件費を補助することで私大をコントロールできる自信がついた。だから踏切ったのだ」ということばが新聞に出ておるわけだ

○岩間政府委員　ちよつと仰せの意味がよくわからなかったわけでございますけれども、私学法的一条に抵触するような改変を行なったというつもりは毛頭ございません。

私学法につきましては、この前からも申し上げておりますように、私学法自体の精神というものがございます。これはノー・サポート、ノー・コントロールというようにあるかと思ひます。その原則をくずしてこのたびの改正を行なつておるといふようなことではございませんで、このたび、人件費を含む私学の経営補助につきまして、

この財団法の業務の問題ですが、これは、振興会の業務に加わりまして、一つは補助金交付の代行ですね。それから寄付金の募集、管理、配付というのがありますし、三番目に、私学経営の情報収集、調査、研究、指導、こうあるわけですが、この中の寄付金の問題であります。これは文部省としても非常に重要税しておるのではないかと思うのですが、この寄付金に対する税金の免除とか、あるいは寄付者の所得から税金を一定部分控除するといふような問題については、現在論議をされておるわけですが、この点については

この点についての大臣の見解を伺いたい。

もう一つ、時間の関係で、ついでに尋ねておきますが、中教審との関係ですね。中教審の「高等教育の改革に関する基本構想試案」に示されたいわゆる開かれた大学というものと共通する内容を持つておるのではないかという問題、これについても伺いをいたしたいと思うのです。

さらに、中教審の「試案」の第十に出ておりますところの私学に対する財政援助ですね。「このような財政援助については、あくまで国の主体的な立場が保持され、その援助の効果についてつね

ように非常に使いやすくしているわけでございます。しかし、この補助金を出します場合に、先ほど先生も御指摘になりましたように、これは国民の税金でございますので、最低限度の要求としてどういふものがあるかというのを考えました場合に、ただいまいろいろ世間を騒がせておりますような私学に關する国民の非難というものを十分考えなければならぬのではないかと。そういう意味におきまして、最低限度の要求としては、少なくとも経理が公正に行なわれ、しかもこれが公の第三者が認めるようなものでなければならぬという点が第一点でございます。それから、この補助金の目的は私学の教育、研究の内容を向上させるということでございますから、少なくともそれをそこなうような方向でもって学校が運営されておるといふふりな場合には、補助金は差上げられないのじゃないかということをお明らかにする必要があるということでございます。従来からいろいろ規定がございますことはたまたま先生が御指摘のとおりでございますけれども、実際にたとえは役員が解職請求でございますとか、そういう事件は一件しかございません。これは名城大学の場合でございます。そういうことで、その運用につきましては、私も実際にはそういうことが起こらないことを心から願っております。しかし、どういふ場合に補助金が交付されないかということは、国民並びに私立学校の方々に對しまして、法律をもつて明らかにしておくということが必要ではないかと考えましたので、こういうふうな規定を設けたわけでございます。

○山原委員 いまの御説明ですと、たとえば日大の問題なんか社会的に問題が大きくなり、そして事態が明らかになる中で、しかも文部省としては、この五十九条に載っております文部省の指導、助言といふことが、そういう権限を持ちながら、何ら行使されずに、そして社会的に問題になつてくる、こういう事態があるわけですね。だから、現在の五十九条によりまして、これをほんとうにまじめに運用するとならば、あのような問題も防ぐことができたのではないかと。それを全く運用しないで、そしてこれを理由にして、さういふ不正事件があるんだということで、さらに監督権の強化のような問題をここに一拳にエスカレートして持つてくるところに、この私学財団法並びに私学法の改正の非常に重要な問題があるのではないかと。さういふふうに考えているわけですが、さらに、この附則十三条の問題についてですが、補助金を受ける団体だけが適用されます。ところが、六十九億という今回出ております人件費につきまして、さういふものは要らないという法人がはたしてあるかどうかということになります。これは文部省の積算の基準にしまして、全私学の専任教員を対象にして積算され、給与の三分の二が六十九億という数字になったと思つておす。さうしますと、文部省自体としては、全私学というものを対象にして六十九億という予算が組まれておるわけでありまして、さういふ面から見ても、文部省そのものの考え方、助成というものを受けない法人などは実際問題としてないんだというところをお考えになっておるのではないかと。さういふことが、それを受けたくない、いやだというふうな法人が現在あるでしょうか。

○岩間政府委員 たいへん予想しにくいことでございますけれども、現在のところ、私も全私学につきましてさういふ補助金を受けなければ、来年度はともかくといたしまして、おそれれば早かれ私学といふものは経営が破綻するからあるいは教育、研究の質的低下を来たさなければやつていけないうふうな事態が生ずるのではないかと。さういふふうに考えております。

○山原委員 さうしますと、全私学に及ぶ法律の改正ということになりますと、先ほどからも質問の中で出ておりますように、私学法の改正ということで国会に論議を提供すべきではないか。それを財団法の附則という形で全私学に及ぶ問題をここに出してやることは、法律技術的に見まして不当なことではないかもしれませんが、決して正當な歩み方ではないと思つたので、その点についても一回伺つておきたい。

○岩間政府委員 ただいま実態の予測につきまして申し上げたわけでございますけれども、法律のたてまえとしましては、現在の私学法はノー・サポート・ノー・コントロールというたてまえでございます。そのたてまえをくずしてまで法律を改正しようというところではございません。あくまでも人件費を含む経費に付きまして、国が画期的な補助を行なう。それに対して、それを受ける私学のほうとして、補助を受けるためには最小限度というものが条件であるかというものを規定したまででございますから、私学法の基本に觸れる改正を行なつたということではございません。

○山原委員 先ほどちょっと触れましたが、また川村委員から申されました昭和二十四年、いまから二十一年前の第六国会におきまして、私学法の制定をされたときの問題について、少し問題を明らかにしたいと思つたのです。

一つは、文部省原案として第五号三三という形で、「変更を命ずることが出来る」というのが、私学連連その他の反対にあひまして削除されて提案をされております。そのときの国会の論議を振り返つてみますと、この点については、国会としては非常に明確にしてあるわけでありました。たとえば、名前を言つて恐縮ですが、水谷昇さんの修正意見に対して、政府当局も久保田政府委員のほうからはつきりと同調いたしております。議事録を持っておりますけれども、さらに松本七郎さんから出されました「法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき」の削除意見、これも政府としては全く同感でございます。さういふふうな言つておられます。さらに、当時の民主自由党の高木さんの意見として、補助、助成を条件として監督を強化する理由としてはならないという参考人の意見には私も全く同感である、こういう質問に對して、政府当局もまたこれはそのとおりでございます。さういふ答弁がなされているわけですが、そして松本七郎さん、稲葉修さん、そして本文教委員の小林信一さんなどが修正案に賛成をされて、二十四年の国会においては、文部省が当初考えておりました監督権の強化案項というものは削除された。しかも削除されただけでなく、この中で第五号第二項に、私学法一条の精神に沿つて、わざわざ文部省の考へ方、一歩の精神によつて、「学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない」ということをはつきりと入れてあるわけでありました。これはまさに当時の国会が、私学法の中心の柱である第一歩をはつきりと守るために、五号二項に満場一致で挿入をした問題だと思つておす。私は、この精神というものは、現在変わる要素はないと思つております。さういふ国会の精神というものが、ぜひこれはお聞きしたいのです。さういふ先ほどからも言われておりましたが、端的にお答え願ひたいのです。

○岩間政府委員 十四号の問題につきましては、先生がたまたま御指摘になつたとおりであると思つております。第十四号の規定は、いわゆる閉鎖命令があるからこれは要らないのだという意見もあつたように聞いております。しかし、現在の問題として、現実に会社その他の他をつぶすというよりなぐあいに簡単に学校を閉鎖することは、非常に困難になつてきております。学生の処理の問題一つを考えてみますと、言へば、学生の処理の問題一つを考へることが社会的にいいか悪いかというところになりますと、私もさういふふうな処置を講ぜずに、できるだけ学校としては存続させながら内容を是正していくというほうが正しいのじゃないかというふうな考へ方になつております。さういふ意味から申しまして、むしろ閉鎖命令よりは変更命令というほうが現狀に即したことでないかというふうな考へておられるわけでございます。先生も御承知と思ひますけれども、最近大学の必要な年数あるいは単位、さういふものを取得しない者に卒業証書を与える、あるいは必要な単位を取得しない者に免許状を交付する、いろ

いろいろな問題が起こっております。そういう場合に、一々学校を閉鎖してしまふという事は、これはまた非常に問題があるわけでございます。現在の私学を育成していく上から考えますと、むしろ私学につきましては、そういうことを是正させながらより学校に育てていくということが必要じゃないかという感じがするわけでございます。

○山原委員 附則第十三条の第九項には、当時文部省原案の四十六条一項に予定されておりました取支算書を届け出なければならぬという問題が、はつきりと今回は先ほどもお話があったように、よみがえっております。また、四十六条二項に予定されておりました必要書類は文部省が定める、これも削除されたが、今回十三条の九項に生まれかわっております。またさらに、原案六十三条にあった削除された補助金についての立ち入り検査についても、十三条十項の一に蘇生しております。こういうことですから、いろいろな言われまして、閉鎖の問題が出ましたけれども、しかし当時、昭和二十四年の国会における立法の精神というものは、これはそういう極端な論議ではなくして、私学の自主性を尊重するというたてまえから、このようなさまざまな形の介入を排除するということが、当時の国会並びに政府当局も了承した、一致した見解であつたと思つております。この点は当然国会の議決として尊重すべきである、言いかえれば、国会の論議というものを全く愚弄した結果が出ているんじゃないかとさう考えられるわけでありまして。だから、考へようによりまして、ちょうど二十一年 文部省としては当初予定しておいた原案が削除せざるを得ない、しかも国会で満場一致で修正されるというふうな条件の中で、いわば遺恨十年といいますが、遺恨二十一年、虎視眈眈と十年として待ちかまえておいたのが、今回こういふ形で、国会に対するかたき討ちというふうな形であつてきたのではないかと考へる方があるわけですが、事実そうではないかというふうに私は思つてゐるのです。事情が変わつたと言ひますけれども、

も、当時共産党の今野武雄氏がその事情の問題について質問をしておりますが、政府答弁です、二十年前には私学はそれほど困難ではなかつた、終戦直後の状態では、いまは非常に困難になつておるのだという言ひ方を先般大臣もしておりましたけれども、当時の今野さんの質問は、非常に私学は困つてゐるのだという質問をいたしておりました。そうすると、久保田政府委員が、御指摘のとおり非常に苦しいという事実を認めた答弁をしておるわけで、情勢としてはさう変化はないわけですね。二十一年、確かに月へロケットが行くようになりましてけれども、私学の現状からするならば、当時も苦しかつた。そして一億二千万の助成金を出す、その際に監督権を強化するということに對して、監督権はそのときに削除してゐるわけですから、だから、当時の状況等考へまして、決して大きな変化は私学に關しては、金額の相違はあるかもしれないが、しかし、私学そのものの実情からするならば、私は法律改正をしなければならぬというふうな状態ではないのではありませんかというふうに考へておりますから、これは意見として申し上げておきたいと思ひます。さらに、人件費を含む経常費というところで今度の財団法と私学法の改正をやるということであるならば、私はお聞きしたいのですが、現行法で人件費の補助というものは一切私学に對してはできないのかどうか。

○岩間政府委員 現在の規定でもつてできないという事はないと思ひます。

○山原委員 これも私学法五十九条によつて経常費、教職員給与等の補助ができますかという茨城原総務部長の質問に對して、これはもつと新しいのですが、昭和三十六年十月二十六日の地管五八通牒によりまして、文部省管理局長名で、人件費の補助はできませんというふうな答弁をしております。そうしますと、文部省当局の自身の考へ方からしましても、今回人件費の補助を行なつたとしても、何も財団法までつくる必要はないのではないかと、また、私学法改正の必要はないので

はないかという議論が出てくるわけでありまして、いまお答えのように、決してそれはできないことではないということならば、私の考へ方について見解を伺つてみたいのです。

○岩間政府委員 最近私氣がついて見てみたのですが、先生御承知と思ひますけれども、學術會議から私学の助成につきましても、勸告がございまして、その中でたゞだいまのお尋ねのようない点がございまして、助成の方法としては、機械、設備、施設の整備に對する助成、それから施設、特に土地の取得と校舎の建設に對する融資、それから経常費に對する補助、それから私立大学に對する寄付を国立大学に對するそれと同じようにする税法上の措置。これは実現しておりますけれども、子弟のための納付金を一定の限度で父兄の所得から控除できるような税法上の措置、その他のことがございまして、大体おっしゃつておられることの大部分はこのたび実現したわけでございますけれども、その中で「國の助成の配分を公正に行なうために特別の配分委員会を創設することが望ましい」とその際たとえばイギリスのUGCなどが参考になろうというふうなことでございまして、私もこのたび財団をつくりましたのは、まさにそういうふうな考へ方に沿つてゐるわけでございます、この点は問題がないのではないかとと思ひます。

それからその中で、「助成は単なる赤字の補填ではなく、つぎの諸効果と結びつくことを条件とするものでなくてはならない」とまず第一が「私立大学自体が、その責任の重大さを自覚し、その財政を公明」にすること、それから「相當数の教員の増員」とか「適正な待遇」とございまして「教育、研究の物的諸条件の改善」、それから「定員外学生の抑制とその定員化」ということがございまして、私、これを見て法律の改正にかつたわけではもちろんないのでございすけれども、あとから読んでみますと、學術會議の御趣旨にまさるに九五%以上沿つてゐるのではないかと、いうことでございまして、そのほかいろいろ新聞の社説

等もこの法律案が提出されてから出ておりますけれども、いずれもこのたびの助成につきましては高く評価しております、やはり財団の成立、それから國の最小限度の規制というものにつきましては、これは是認をするような方向の議論が載つております。そういうことを考へまして、この前から国会ではいろいろおしかりを受け、あるいは御注意を受けて、多少自信を喪失しておつたのでございすけれども、最近これを讀みまして大いに自信を強めておるといふ実情でございす。

○山原委員 だから、最初に喧伝された中で、非常に評価を——非常にとは言ひませんけれども、ある程度評価されておる。ところが、私のほうは別の評価を持つておることをいま質問しておるわけですね。だから、私も、たとへば会計検査院のほうの法律の二十三条第三号によりまして、また先ほど言ひました私学法あるいは私学振興法の諸該当条項を適用するならば、何も財団法を変えなくともきちんとして運営ができるのじゃないかという考へ方を持つてゐるわけですから、その点については、時間の關係で省略をいたしたいと思ひます。

次に、財団の問題ですが、これはいかに第三者機関のような風貌を呈して宣伝をされておるわけですが、しかし、私は次の点から、この財団というものは第三者機関ではなくして、文部省と一体のものだといふふうな見解を持つてゐます。その一つは、理事長、監事が文部大臣の任命、二つは、理事は理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。それから第十七条二項によりまして、運営審議会は理事長の単なる諮問機関になつておるといふ点、それから先ほど川村さんが申された十三条十一項にあります「國の」の下に（日本私学振興財団を含む）といふことで、國と財団とは全く一つのものであり、財団は文部省の一部局の性格を持つことは明らかではないかという見解を持つてゐるわけですが、だから第三者機関ではなく、文部省のトンネルという形で、だ

から文部省が直接全私学に対する支配権をにぎっていくというかまえるのではないか。というのは、この審議会を単なる諮問機関にしないという問題、あるいは財団に審査の権限がないわけですね、いままでは、振興会法によりまして、二十五条によりまして審査権があったわけですが、今度は財団には審査権もないということになりますと、財団というものは文部省と不離一体といえますか、全く文部省のトーンネルといえますか、一部局といえますか、そういう性格を持つておるのではないかとふうに考えますが、この点に対する反論がありますか。

○岩間政府委員 私どもが第三者的な政府の機関をつくり出す場合に、現在特殊法人というふうな形しないわけですが、こういう制約を受けておられますので、先生御指摘のような理事の任免等につきましては、主務大臣の認可あるいは直接の任命というふうな形になるわけでございますが、また、運営審議会につきましても、これを中心的な機関としたいというふうな私どもの念願はございませうけれども、法律の形としましては、先生の御指摘のようなことがございませう。先ほど大臣も申されましたように、この審議会をイギリスのUGCと同じような役割りを果たすようなものにしていただきたいというふうなことだと思つてございませうけれども、私どももそういう方向を念願しながら人選その他につとめたいと考えておるわけでございます。要は人の問題、ないしは今後の運営の問題、あるいは文部省の心がまえの問題、そういうものにかかっていると思つておる。幾ら条文が整備されておりました、ワイマール憲法のものでナチスが出ましたように、幾らいいものでもございまして、それは実際の運用が間違つておればこれは悪いものになってしまうというので、先生の御注意を十分伺ひまして、運営に誤りなきを期したいというのでございませう。

○山原委員 法の運用、どんな法をつくつてもナチスが出てくるということですが、しかし、法をつくる場合には、やはりそういう状態が起らない条件というものは整備しておく必要があるわけ、そういう意味で、この法に含まれておる危険な要素というものを私はいままで一つ一つ申し上げておるわけなんです。

そこで、もう時間がありませんけれども、この財団法あるいは附則による私学法の一部改正によつて、たとえば日本大学に起こりましたような不幸な事態というものを防止することができると、私はできないと思つておる。その点についてどういふお考えか。というのは、こういう不幸な事件というものを、不正事件というものを一つのでこにしてこの問題も出てきておる要素は皆さんの答弁の中にもあるわけですから、ああいう問題が処理できるような状態になるのかどうかですね、それを伺つておきたい。

○岩間政府委員 たいへん不幸なことでございませうが、日大につきましてはいろいろ事件がございまして、それをとおさしてはならない事件がございませうが、たとえば会計課長が入学金を持ち逃げをしたというふうなことは、これは経理の公正というのをやつてまいりました場合には防げる問題ではないかと思つておる。あといろいろ事件があつたわけでございますけれども、役員等が脱税を行つたというふうな問題がございませうけれども、この問題は、ちよつと会計経理を公正にするというところだけで解決しにくいというところは言えるかと思つておる。芸術学部等におきまして、寄付金の問題につきまして新聞紙上ににぎわしておられますけれども、こういう問題は、今後経理の公正という点を徹底してまいります場合には、当然問題になることでございまして、こういうものも関係者の注意によつて十分防げることでないかと考えております。

○山原委員 大体終わりますが、私どもは、いままで質問の過程を開きまして、あとでまた参考人のお話も聞くことになると思つておるけれども、いままで聞いた限りにおきましては、確かに運用については文部省としては非常に注意をするのだという言ひ方をしますけれども、しかし、法案そのもののの中には、私どもは、先ほど川村さんが言われましたように、当然抹消すべきであるという考案の条項もあるわけですが、だから、文部大臣はいつまでも同じ坂田さんがやるわけではないという意見も出てくるわけなんです、そういう意味でこの法案そのものを見ますと、最初言いましたように、私は文部省が遺恨十年といひますか、まさに私学を抹殺するような内容を持つ条項さへあるというふうな考えをもちます。先ほど申し上げましたが、たとえばいままで会計検査院法であるとか、あるいは私学振興会法あるいは私学法、こういうものによつて適切に、しかも親切に、しかもまじめにこの条項を運用するならばできることを、いままでやらないで、いまになって若干の経費を出すということにおつつけてその監督権を強化していくという内容は、依然としてあるわけですね。これは二十四年の国会審議等の関係において対比するならば、非常に明確であるというふうなふうに思ふわけですが、そういう意味で、私どもはこの法案に対しては一定の見解を持つておりませうが、それはあとで述べることにして、ほんとうに私学の財政を援助するためには、大量のお金を投入しなければならぬことは当然です。この点では文部省も私どもも一致すると思つておる。しかし、同時にそれは、たとえばここに日本教育学会の検討されたものが出ておりますけれども、私学の自主性、すなわち私学法の第一條を尊重して、私学の自主的な水準向上の努力を積極的に発展させるような助成であることが必要であるとか、あるいは助成金の配分と使途会計は公開されることがいふふうなことが、日本教育学会の研究としては出ておるわけですが、そういう公開制というものは、そういうものを先ほど文部大臣は民主的といふことがわからぬと言ひましたけれども、そういうほんとうに多くの人々にわかるような状態の中で、初めて不正とかそういうものがなくなるわけでございます。一がい監督を強化することによつて絶対にものごとくは——より巧妙な手段というものはどんな法律でも出てくるわけ、

そういう民主的な発展、そして私学の持つてゐる自主性を徹底的に尊重することによつて、私学の発展もあるでしょうし、経理の明朗化ということも生まれてくるのではないかと、この点を私ははっきり申し上げまして、私どもも思ひましては、助成をする、私学に公費を投入するということは、非常に大切なことだ。だから、そういう点でも、たとえば審議会というものを、非常に片寄つた審議会の構成ではなくて、非常に民主的に運営されるような構成にしていくというふうな中で問題を解決していくという考えが、一番大切ではないかと思つておるわけですが、したがつて、今度の財団法並びに私学法の一部改正の条項のかなり多くの部分について、これは絶対に容認できないという見解を持つておるわけですが、またこの点につきましては参考人その他の御意見を承りまして、意見の開陳をいたしたいと思ひますので、本日は質問をこれで終わります。

○八木委員 次回は、明後十七日金曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

